

福 井 市 景 観 計 画

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

- (第 1 回変更 平成 2 1 年 3 月 3 1 日)
- (第 2 回変更 平成 2 3 年 4 月 1 1 日)
- (第 3 回変更 平成 2 6 年 3 月 3 1 日)
- (第 4 回変更 平成 2 8 年 3 月 3 1 日)
- (第 5 回変更 平成 3 1 年 1 月 3 1 日)

福井市

福井市景観計画 目次

序 章 福井市景観計画の目的

1 景観とは何か？	1
2 福井市における景観形成の重要性	2
3 福井市景観計画の目的	3

第1章 景観計画区域

1 福井市景観計画区域	4
2 地域の個性を活かした景観計画区域（特定景観計画区域）	4

第2章 良好な景観の形成に関する方針

2 - 1 福井市景観計画区域	
1 景観形成の目標	9
2 景観形成の方針	10
2 - 2 福井都心地区特定景観計画区域	
1 景観形成の目標	16
2 景観形成の方針	17
2 - 3 一乗谷地区特定景観計画区域	
1 景観形成の目標	20
2 景観形成の方針	20

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

3 - 1 福井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）	
1 届出の対象となる行為	21
2 行為の制限（景観形成基準）	23
3 - 2 - 1 福井都心地区特定景観計画区域 （都心部ゾーン・中央1丁目ゾーン・浜町通り界限ゾーン）	
1 届出の対象となる行為	28
2 行為の制限（景観形成基準）	29
3 - 2 - 2 福井都心地区特定景観計画区域（養浩館庭園周辺ゾーン）	
1 届出の対象となる行為	35
2 行為の制限（景観形成基準）	36
3 - 2 - 3 福井都心地区特定景観計画区域（福井城址公園ゾーン）	
1 届出の対象となる行為	41
2 行為の制限（景観形成基準）	42
3 - 2 - 4 福井都心地区特定景観計画区域（福井城址周辺ゾーン）	
1 届出の対象となる行為	47
2 行為の制限（景観形成基準）	48

3 - 3	一乗谷地区特定景観計画区域	
1	届出の対象となる行為	53
2	行為の制限（景観形成基準）	54

第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関する事項

1	景観重要建造物の指定の方針	59
2	景観重要樹木の指定の方針	59

第5章 屋外広告物の表示及び

屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

5 - 1	福井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）	
1	届出の対象となる行為	60
2	行為の制限（景観形成基準）	61
5 - 2 - 1	福井都心地区特定景観計画区域 （都心部ゾーン・中央1丁目ゾーン・浜町通り境界ゾーン）	
1	届出の対象となる行為	63
2	行為の制限（景観形成基準）	64
5 - 2 - 2	福井都心地区特定景観計画区域（養浩館庭園周辺ゾーン）	
1	届出の対象となる行為	67
2	行為の制限（景観形成基準）	68
5 - 2 - 3	福井都心地区特定景観計画区域（福井城址公園ゾーン）	
1	届出の対象となる行為	70
2	行為の制限（景観形成基準）	71
5 - 2 - 4	福井都心地区特定景観計画区域（福井城址周辺ゾーン）	
1	届出の対象となる行為	73
2	行為の制限（景観形成基準）	74
5 - 3	一乗谷地区特定景観計画区域	
1	届出の対象となる行為	77
2	行為の制限（景観形成基準）	78

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

1	景観重要公共施設の整備に関する事項	80
2	占用許可の基準	97
3	整備に関する事項及び占用許可の基準についての協議について	97

第7章 実現に向けて

1	協働による景観形成の推進	102
2	その他景観法等に基づく制度	103

序章 福井市景観計画の目的

1 景観とは何か？

(1) 景観とは

景観とは、「景」を「観る」と書きます。すなわち、私たちが「視覚」によって得る情報、視覚的環境はすべて「景観」と呼ぶことができます。

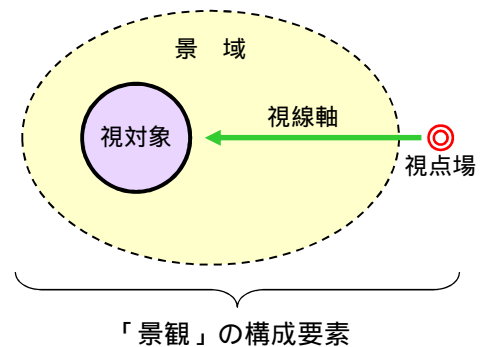
また、「景観」は、英語の Landscape (ランドスケープ) の訳であり、自然や土地・地域の個性を大切にすること、部分的な判断ではなく、全体性や総合性を大切にすることが重要となります。

このように、「景観」とは、全体的な広がりをもった視覚的情報として認識されるものであり、一般に「良い景観」と言われるためには、大きく次の2点を意識することが必要と考えられます。

広がりや奥行きを意識する

「景観」は、見られるモノ(視対象)、それを見る場所(視点場)、両者を結ぶ線(視線軸)によって構成されますが、実際には、もっと広い視野で空間を捉えています。

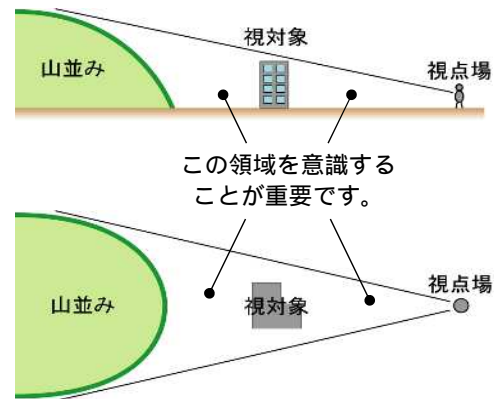
“建物を見ているようで自然を見ている”、“自然を見ているようで建物を見ている”という表現もあるように、視対象となるモノの周囲や背景にある空間(景域)を含めて景観を捉えることが重要です。



場所性・関係性を意識する

どんなに洗練された都会的な建築物や構造物であっても、それを建てる場所が緑豊かな田園や山間、あるいは荘厳な歴史的空間であった場合、その建築物や構造物は、その地域がもっている個性を損ねる要因となってしまいます。

「景観」は、広がりや奥行きをもった空間で認識されるものであり、田園や山並み、水辺、まちなみなどといった、モノを置く場所の周囲との関係を意識することが重要です。



(2) 景観と風景

“景観十年、風景百年、風土千年”と言われるように、「景観」に似た言葉として、「風景」があります。「景観」は視覚的な情報として得られる環境であり、ある意味では、客観性、科学性のある情報であるとも言えます。

しかし、そこに、それを見る人の経験や感性などが加わると、印象や反応は一人ひとり異なります。すなわち、これが「風景」であり、「心象風景」や「原風景」と言われるように、イメージとして深く焼き付いている景色、昔から変わらない普遍的な景色であるとも言えます。

(「美しい景観」から「いい風景」へ：進士五十八)

2 福井市における景観形成の重要性

(1) 美しい水と緑と大地、悠久の歴史を未来へ受け継ぐ

福井市には、コシヒカリのふるさとでもある広大な農地、緑豊かで貴重な動植物が生息する飯降山や国見岳などの山々、大地や人々の生活を潤し、まちに清新さを与える九頭竜川や足羽川などの河川、日本海特有の奇岩奇勝が続く海岸線など、四季折々に変化する日本の原風景ともいべき美しい自然景観があります。

また、人々は、悠久の時代から自然の風景と良好な関係を保ちながら生活してきました。朝倉孝景が築いた一乗谷城、柴田勝家が築いた北ノ庄城、結城秀康が築いた福井城など、これらの城下町は、全て美しい自然を上手に取り込んで造られていました。

その後、戦後日本の急速な発展の波にもれず、福井市も都市化の道を辿ってきました。その結果、生活水準は飛躍的に向上し、住み良さランキングでは全国1位という評価を得るまでになりました。

しかしその一方で、農地や山林の減少・荒廃、水辺環境の悪化といった自然環境の破壊、歴史や伝統文化を重んじる精神が薄れるなど、都市の発展の影には美しい自然や貴重な歴史・文化を代償としてきた面もあります。

全国的に「日本の美」を再生する動きが進められている中で、福井の美しい自然や貴重な歴史・文化を守り、未来に受け継いでいくことは、現代を生きる私たちにとって重要な責務です。

(2) 世界に誇れる魅力を発信する

我が国は、世界の主要都市に先駆けて人口減少時代へと突入しました。また、これと合わせて、世界に類をみない急速なペースで高齢化が進むことが現実となっています。

このような時代において、美しい自然や地域に根ざした生活や文化などを次の世代に継承するため、いかに保全していくかが重要となっています。

また、地方分権や都市間競争が進む現在、福井市が有している個性にいかにか磨きをかけ、全国や世界に向けていかにかアピールしていくかが重要となっています。とりわけ、今後導入が検討されている道州制にあっては、福井という個性が埋没しないためにも、「顔」となる部分をしっかりと整備していくことが重要です。

そして、その個性とは、地域の自然や地域に根ざした生活や文化などからつくられるものです。

これらは、地域の景観に溶け込んでいることから、景観を美しくすることにより、我がまち福井を全国や世界に向けて誇りをもってアピールすることができるとともに、訪れる人に対して福井の良好なイメージを心象として印象づけることができます。

(3) 良好な景観づくりは総合的な地域づくり

良好な景観をつくるということは、何よりもそこに住んでいる市民が誇りをもてる景観をつくるということです。市民が誇りをもてる景観をつくるためには、行政だけでなく、市民や事業者などが自ら今ある景観、これからの景観というものに価値を見出し、目標や方針を共有し、景観の形成を進めていくことが重要であるといえます。

良好な景観づくりを進めることは、その過程において市民意識の高揚やコミュニティの醸成が期待され、市民が主体的に取り組む総合的な地域づくりに欠かせない要素となります。

3 福井市景観計画の目的

(1) 福井市景観基本計画

福井市では、1989年（平成元年）に、福井市の都市景観整備の基本的な方向性を示した「福井市都市景観基本計画・1989」を策定し、平成3年には、福井市全域を対象とする良好な都市景観形成のためのルールや制度を定めた「福井市都市景観条例」を制定しました。

以後、約20年にわたり都市景観行政を推進してきた結果、良好にデザインされた建築物等は着実に増加し、市民への景観意識も浸透しつつありますが、一方で、景観形成の目標を市民と行政が共有できていない、景観形成の基準が曖昧で、かつ、法的な強制力に欠けるなどの状況から、景観を損ねるような建築物等や屋外広告物も目立つようになってきました。

このような状況の中、北陸新幹線は平成26年度の金沢駅開業と同時期の福井駅開業を目指し、さらに中部縦貫自動車道にも明るい見通しが立つなど、福井県の玄関口として多くの人々を迎え入れるための様々な基盤整備が進められており、また、平成18年2月1日には美山町・越廼村・清水町と合併し、地域固有の景観資源が新たに加わるなど、今後の福井市の景観行政の在り方を検討していく上で、大きな転換期を迎えました。

“景観十年、風景百年、風土千年”と言われるように、人々の心に心象として残る美しい景観や風景を形成するためには、長い年月がかかります。また、「福井らしさ」が感じられる景観を形成するためには、市民、事業者、行政が目標を共有し、一緒になって守り・創り・育てていく必要があります。

そこで、長期的・総合的な視点に立って、市民が誇りをもつことができる望ましい将来の景観像を描くとともに、これを実現するために必要な景観形成に関する基本的な方向性を明らかにした『福井市景観基本計画』を平成19年5月に策定しました。

(2) 福井市景観計画の目的

福井市景観計画（以下「本計画」という。）は、「福井市景観基本計画」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めるものです。

第1章 景観計画区域

(法第8条第2項第1号関係)

1 福井市景観計画区域

福井市には、日本の原風景ともいべき美しい自然があり、日本らしい四季の変化を感じることができます。この美しい自然には、先人たちが築き、育んできた福井固有の歴史や文化、生活や営み、そして「まち」の賑わいなどが溶け込み、又は相互に関係し福井市の景観を形づくっています。

この景観を良好に保全し、育て、次代に継承していくため、本計画の景観計画の区域(以下「福井市景観計画区域」という。)を福井市全域とします。



福井市景観計画区域の範囲

景観計画では、地域の特性に応じて区域を区分し、それぞれの区域ごとに届出対象行為や行為ごとの景観形成基準などを定めることができます。そのため、以下に述べる地域の個性を活かした景観計画区域(以下「特定景観計画区域」という。)においては、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導することとし、それ以外の福井市景観計画区域では、福井らしい景観の形成を著しく阻害する要因となる行為を抑制するため、景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等の建築などの行為について適正に規制・誘導することとします。

2 地域の個性を活かした景観計画区域(特定景観計画区域)

福井市には、県都の顔である中心市街地や、まちの目印である足羽三山、歴史的に価値の高い一乗谷朝倉氏遺跡、福井県を代表する観光レクリエーションの拠点である越前水仙の群生地など、固有の景観を形成している地域が数多く見られます。

「福井市景観基本計画」では、これらの地域を「景観形成重点地区」として位置づけ、景観形成に関するきめ細かな方針や具体的施策などを示しています。

そのため、こうした重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域については、福井市景観計画区域において区分指定を行い、区域ごとに届出対象行為や行為ごとの景観形成基準などを定め、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導していきます。

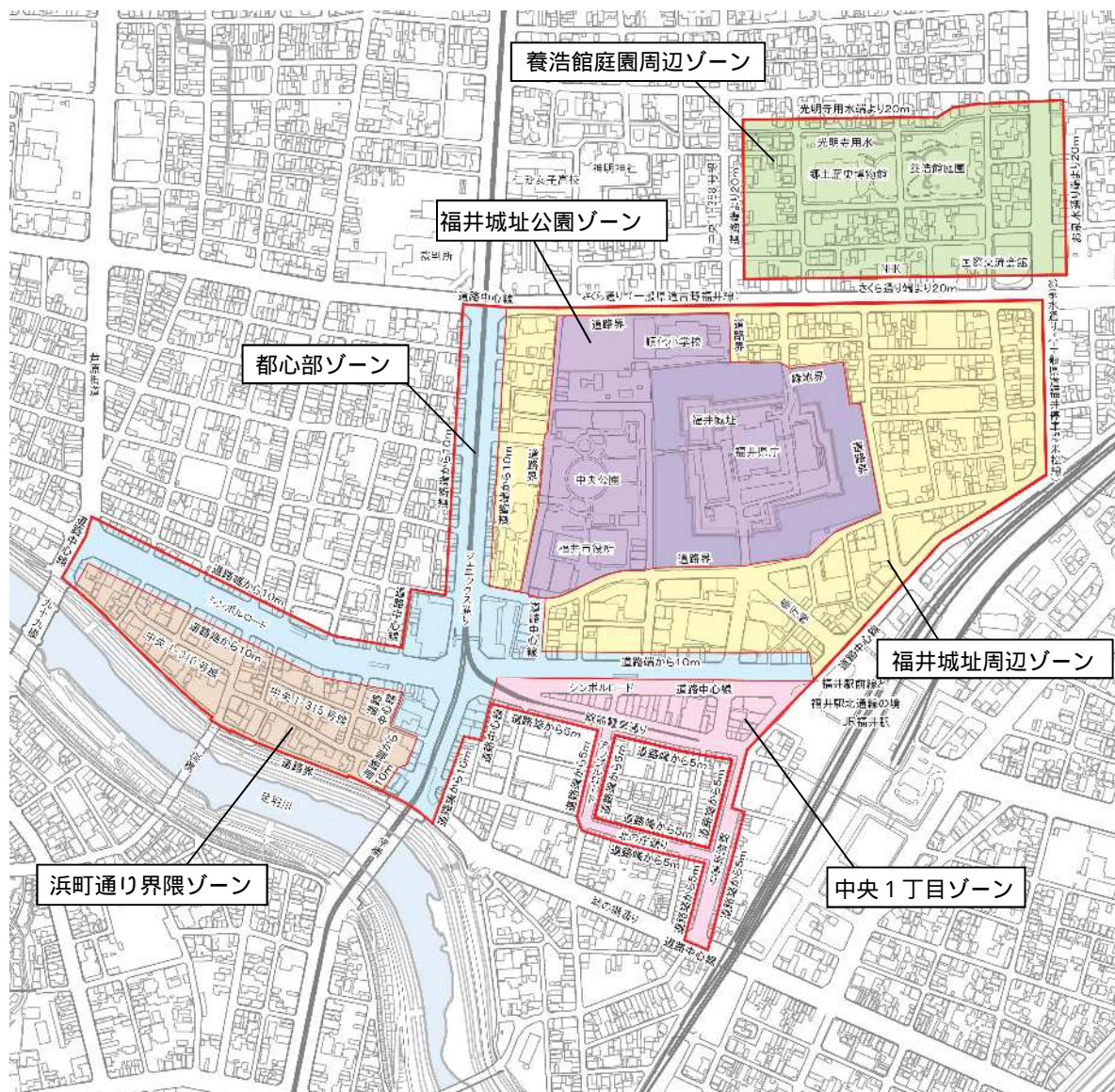
今後、良好な景観の形成に関する地域住民の合意形成を図りながら、順次、「特定景観計画区域」の追加・拡大を行います。

(1) 福井都心地区特定景観計画区域

福井市都市景観条例（平成3年福井市条例第2号）に基づく都市景観形成地区として、魅力あるまちづくりを進めるために重点的な都市景観の形成を図ってきた福井都心部都市景観形成地区において骨格道路であるシンボルロード及びフェニックス通りの沿道を中心とした地区を「都心部ゾーン」、中央1丁目都市景観形成地区に駅前南通りと北の庄通りの一部の沿道を含めた地区を「中央1丁目ゾーン」、浜町通り界限都市景観形成地区は「浜町通り界限ゾーン」として指定します。それらに加え、養浩館庭園とその周辺を含めた地区を「養浩館庭園周辺ゾーン」、福井城址と中央公園を中心とした地区を「福井城址公園ゾーン」、その周辺の地区を「福井城址周辺ゾーン」に指定します。

福井都心地区特定景観計画区域は、商業・業務、歴史など、様々な景観要素が複合している場所です。そのため景観特性に応じて6つのゾーンに細区分し、それぞれのゾーンにふさわしい景観の形成を図ります。

ゾーニング（区分）	ゾーンの概要
都心部ゾーン	<p>福井市の中心部に位置し、東西方向のシンボルロード、南北方向のフェニックス通りを骨格とする地区。</p> <p>福井市の経済活動の中心となる場所であり、商業・業務機能が集積しています。</p>
中央1丁目ゾーン	<p>駅前電車通りを中心とした福井市の商業空間を代表する地区。</p> <p>数多くの商業店舗が集積し、イベント等の賑わいづくりが行われるなど、中心市街地の中枢とも言うべき場所です。</p>
浜町通り界限ゾーン	<p>足羽川に隣接し、足羽山を背景とした足羽川堤防の桜堤を望むことができる風光明媚な環境を有する地区。</p> <p>幕末や明治期に活躍した偉人ゆかりの地であり、また、繊維産業の盛衰と歩みを一つにした高級料亭街でもあり、福井市の歴史を語る上で重要な地区です。</p>
養浩館庭園周辺ゾーン	<p>江戸時代中期を代表する名園である国名勝「養浩館庭園」を中心とした地区。</p> <p>住宅地を基本とする土地利用が形成されており、落ち着いた住環境が保たれている地区です。</p>
福井城址公園ゾーン	<p>城下町福井を象徴する福井城址と、歴史が感じられ、緑の多い開放的な中央公園を中心とする地区。</p> <p>水と緑のうらおいがあり、歴史的な雰囲気を残している地区です。</p>
福井城址周辺ゾーン	<p>シンボルロードやフェニックス通り等の幹線道路に囲まれた、福井城址と中央公園の周辺に広がる地区。</p> <p>商業・業務、行政サービスや住宅地等の様々な都市機能が集積している中で、落ち着いた環境が感じられる地区です。</p>



福井都心地区特定景観計画区域の範囲とゾーニング

赤枠の区域内において行う建築物等の建築などの行為が、届出及び規制・誘導の対象となります。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ・区域内に含まれる通りに敷地が面しておらず、かつ、敷地の過半が区域に含まれない場合。
- ・複数の店舗のある建築物（北の庄通りに敷地が面しているものに限る。）のうち、北の庄通りに面していない店舗部分の建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をする場合。

都心部ゾーンと浜町通り界限ゾーンにまたがる場合

フェニックス通り、シンボルロード、芦原街道に敷地が面する場合は、都心部ゾーンの基準が適用されます。ただし、その敷地が中央 1-310 号線又は中央 1-315 号線に面する場合は、その接道部分のみ浜町通り界限ゾーンの基準が適用されます。

都心部ゾーンと福井城址周辺ゾーンにまたがる場合

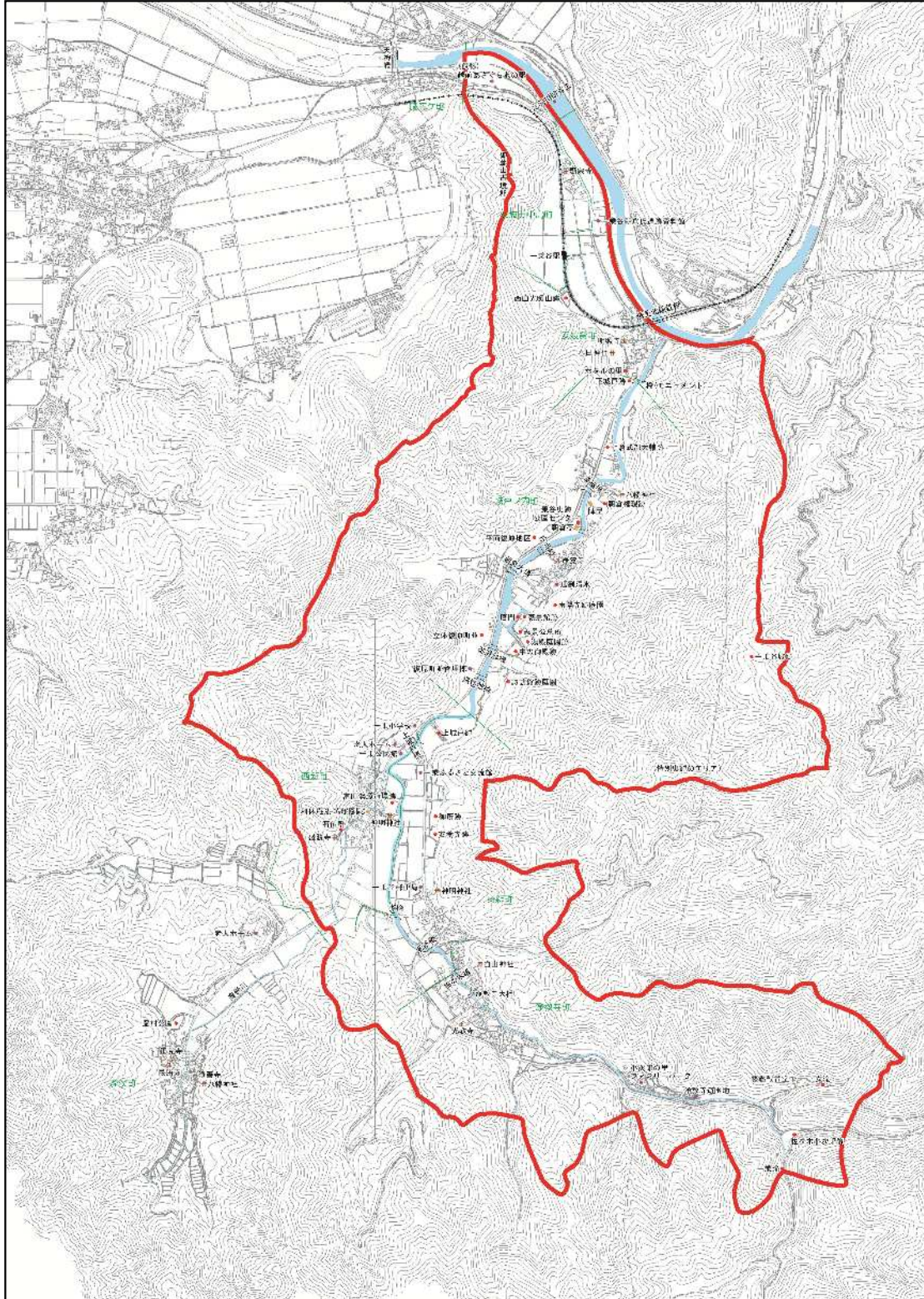
都心部ゾーンの基準が適用されます。

中央 1 丁目ゾーンにおいて、敷地が駅前電車通り、アップルロード、駅前南通り、北の庄通りの各通りに 2 以上面する場合

敷地に面する道路幅員が大きい方の通りの基準が適用されます。ただし、敷地がアップルロードと北の庄通りに面する場合は、アップルロードの基準が適用されます。

(2) 一乗谷地区特定景観計画区域

国の特別史跡に指定されている区域を中心とした6つの集落(安波賀中島町、安波賀町、城戸ノ内町、西新町、東新町、浄教寺町)及びこれらの集落内から眺望することができる尾根筋によって囲まれる区域を「一乗谷地区特定景観計画区域」として指定します。



一乗谷地区特定景観計画区域の範囲

赤枠の区域内において行う建築物等の建築などの行為が、届出及び規制・誘導の対象となります。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第3項関係)

良好な景観を形成していくための目標及び方針を検討するに当たっては、まず、福井らしい景観とは何かを考える必要があり、また、良好な景観を形成するために必要な理念を検討する必要があります。

(1) 福井らしい景観とは

心象として残る美しい自然や地理的特性、風土、色、歴史・文化、住みよさ、賑やかさ、市民性など、福井市を表現する言葉や要素は豊富にあります。

心象として残る美しい自然や地理的特性、風土及びこれらによってイメージされる色

- ・日本のほぼ中央に位置し、四季の変化を感じることができる自然環境
- ・緑豊かな山並み、広大な農地、白砂青松や奇岩奇勝の海岸線、四季折々の花々

人々の生活と一体となって引き継がれてきた地域独自の歴史と文化

- ・豊かな自然や地域の生活と密接に結びついている歴史や文化
- ・豊かな自然の恵みに支えられた独自の食文化

整備された都市空間などが生み出す住みよさや賑やかさ

- ・「住みよさランキング」全国1位
- ・朝日や夕日を通りから見ることのできる碁盤目状の市街地、まちなかを走る路面電車

気質や人情といった市民性

- ・幾多の災害を乗り越えた不屈の精神と、新しいことへ挑戦する進取の気質
- ・真宗王国として信仰心の厚い市民性

これらは、それぞれが一つのものとして存在しているのではなく、いくつもの言葉や要素がお互いに重なり合って、あるいは織りなすことによって、「らしさ」と呼べるものになっています。

あるものは「静」としての普遍性があり、あるものは「動」としての躍動感を感じることができます。そして、地域(場面)ごとに異なった景観(物語性)が互いに織りなして、まるで「映画のような景観」を感じることができます。

そこで、「福井らしい景観」を次のように定義します。

福井らしい景観とは・・・

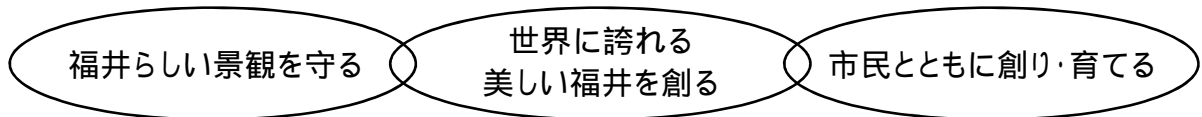
『美しい自然に歴史・文化が溶け込んでいる、日本の原風景が感じられる景観』

(2) 良好な景観形成の基本理念

これからの景観形成においては、福井市の自然や歴史・文化を再評価・再認識するとともに、景観の中に上手く取り込み、「福井らしい」と全国に認められるものでなければなりません。

そのためにも、市民、事業者と行政が、互いに景観形成の基本理念や目標を共有するとともに、それぞれの果たすべき役割を明確にしながら、協働により「福井らしい景観」を守り、創り、育んでいかなければなりません。

そこで、福井市における良好な景観形成の基本理念として、次の3つを掲げます。



市民の心象に焼きついている日本の原風景とも言うべき美しい自然及びこれらとともに育まれてきた生活や文化、歴史を良好に保全し、未来に引き継いでいきます。

福井固有の景観資源を市民共通の資産として共有し、併せてその周辺の景観を整備することでさらに磨きをかけ、世界に誇れる「福井らしい景観」を創出します。

景観づくりの目標やイメージを市民、事業者、行政が共有し、互いが連携・協働することにより、「福井らしい景観」を創り、育てていきます。

2 - 1 福井市景観計画区域

1 景観形成の目標

(1) 景観形成の目標

福井には、日本の原風景とも言うべき美しい自然があり、日本らしい四季の変化を感じることができます。

また、先人たちが築き、育んできた福井固有の歴史や文化、生活や営み、そして「まち」の賑わいなどは、この美しい自然に溶け込み、又は相互に関係し「福井らしい景観」となっています。

人と自然、歴史、文化、そして「まち」との関係が、今後さらに、羽二重のように美しく織りなすことによって、人々の心にいつまでも、心象風景として「福井らしい景観」が記憶に残る、美しい都市を創造していきます。

そして、市民が誇りをもって、いつまでも住み続けたいと思うような、誰もが住んでみたいと思うような「心地よい」景観を形成していきます。

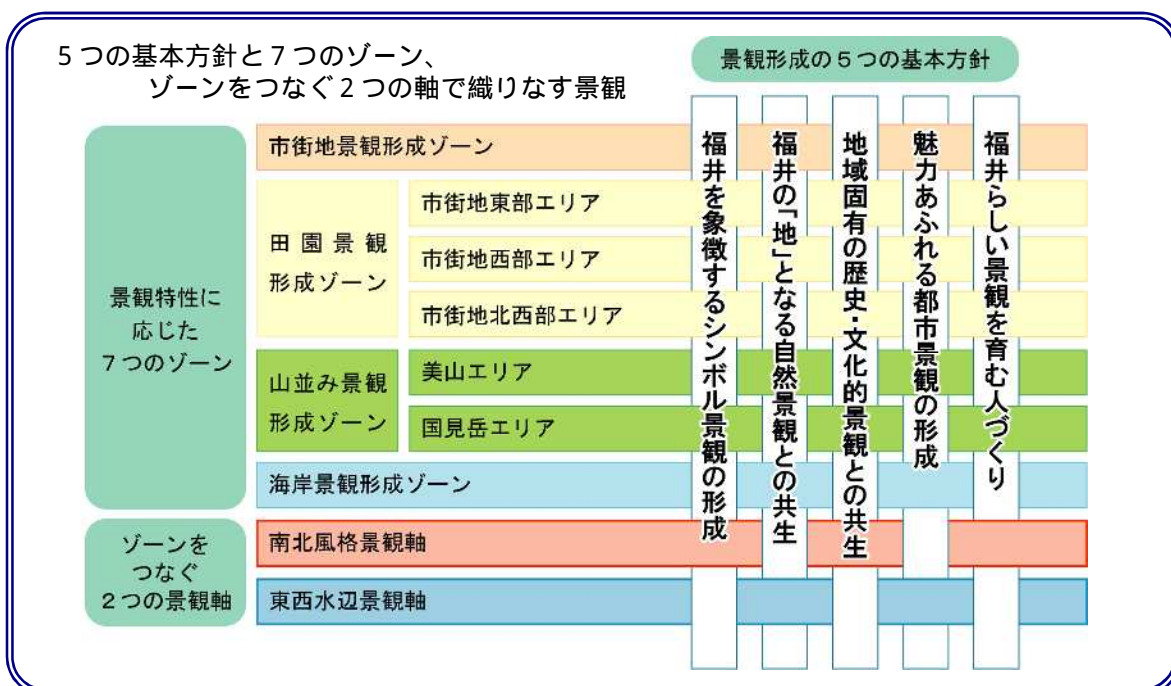
そこで、福井らしい景観を守り、世界に誇れる美しい福井を創り、市民とともに創り・育てていくためにも、福井市における景観形成の目標（将来像）を次のように定め、その実現に向けて市民、事業者、行政が協働で取り組んでいきます。

四季彩織りなす風景都市

～住みたくなる心地よい景観をめざして～

2 景観形成の方針

景観形成の目標を実現するため、「福井市景観基本計画」に基づき、景観形成に関する 5 つの基本方針を柱に、地域の景観特性に応じた 7 つのゾーン及び、各ゾーンをつなぐ 2 つの景観軸に関する景観形成の方針を定めます。



(1) 福井らしい景観を形成するための基本方針

福井を象徴するシンボル景観の形成
<p>1) まちの目印である足羽三山を際立たせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかに四季を彩る自然を保全します。 ・足羽三山への眺望を保全します。 ・水や緑、灯りを活かしながら足羽三山への回遊性を高めます。 ・視点場として整備・演出します。 <p>2) 福井らしさを実感できる都心地区のシンボル性を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県都福井の玄関口を良好に演出します。 ・質の高い都市空間を整備・誘導します。 ・福井の「街」の礎となった歴史を活用します。 ・福井のシンボルとなる自然景観を活用します。 ・回遊性の創出、視点場の整備・演出を行います。 <p>3) 悠久の自然と歴史、生活文化を感じる一乗谷を継承する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物の歴史が感じられる一乗谷朝倉氏遺跡を保全・活用します。 ・戦国口マンの舞台となった美しい自然を保全します。 ・歴史的な雰囲気と調和した公共空間の整備を進めます。 ・歴史景観や自然景観と調和のとれたまちなみを誘導します。 ・視点場として整備・演出します。 <p>4) 人と自然に培われた越前水仙の里を保全する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の生業に育まれた越前水仙畑を保全・継承します。 ・越前水仙を育む特徴的な集落景観を保全します。 ・公共空間や建築物等を整備・誘導し、観光拠点としてのシンボル性を高めます。 ・視点場として整備・演出します。

福井の「地」となる自然景観との共生

- 1) まちの背景となる山並みの景観を保全する
 - ・ 四季を彩る山並みの景観を保全します。
 - ・ 山並みへの眺望を阻害しないよう建築物等を適正に規制・誘導します。
 - ・ ふるさと福井を見下ろす視点場として活用します。
- 2) ふるさと福井の原風景となる田園景観を保全する
 - ・ ふるさとの原風景となる田園景観を保全します。
 - ・ 田園に点在する集落景観を保全・誘導します。
 - ・ 田園景観を阻害しないよう建築物等を適正に規制・誘導します。
- 3) 白砂青松と奇岩奇勝が続く海岸景観を保全する
 - ・ 海と山とが一体となった美しい海岸景観を保全します。
 - ・ 美しい自然と調和する公共空間の整備・修景を進めます。
 - ・ 連続した海岸景観を楽しめる整備・演出を行います。
- 4) まちに潤いを与える水辺景観を保全する
 - ・ 身近なオープンスペースとして河川や水路を積極的に活用します。
 - ・ 周辺景観との調和に配慮した整備・修景を進めます。
 - ・ 市民に親しまれる水辺景観づくりを進めます。

地域固有の歴史・文化的景観との共生

- 1) 地域固有の歴史景観を継承する
 - ・ 地域の歴史を物語る重要な歴史景観資源を保全します。
 - ・ 地域のランドマークとなっている樹木を保全します。
- 2) 人々の生活や営みに支えられた文化的景観を保全する
 - ・ 人々の生活や営みに支えられた文化的景観を継承します。
 - ・ 地域資源を活かしたまちづくり活動を支援します。
- 3) 地域固有の様相を残す伝統的家並みを保全する
 - ・ 各種制度を活用しながら、伝統的な家並みを保全します。
 - ・ 伝統的な家並みと調和のとれた集落景観の形成を図ります。

魅力あふれる都市景観の形成

- 1) 快適で潤いのある道路景観を形成する
 - ・ ゆとりと潤いのある道路空間を形成します。
 - ・ まちの方角を意識した道路景観を形成します。
 - ・ ストリートファーマニチャー等の工夫により、通りに個性や連続性を創出します。
 - ・ 魅力ある歩行者空間を形成します。
 - ・ 市民との協働により、道路景観のさらなる魅力向上を図ります。
- 2) 福井らしい鉄道景観を演出する
 - ・ 降り立つ人が福井らしさを実感できる駅景観を形成します。
 - ・ 周辺の景観と調和した鉄道施設を整備します。
- 3) 福井らしい建築物等を誘導する
 - ・ 景観形成の先導役として、公共施設を魅力的にデザインします。
 - ・ 大規模な建築物等を良好にデザインします。
 - ・ 安らぎのある住宅地景観を形成します。
 - ・ もてなしと賑わいのある商業地景観を形成します。
 - ・ 潤いのある工業地景観を形成します。

- 4) 福井らしい屋外広告物を誘導する
 - ・「福井市屋外広告物条例」に基づく適正な規制・誘導を行います。
 - ・建築物と一体となって良好なまちなみを形成します。
 - ・福井らしさを象徴する場所では重点的に規制・誘導を行います。
 - ・良好な沿道景観の形成を図ります。
- 5) 福井らしさをイメージするサイン等を設置する
 - ・統一性のあるサインを設置します。
 - ・地域の景観特性を活かしたサインやモニュメントを設置します。
- 6) 水と緑の回廊を創出する
 - ・足羽三山や足羽川につながる水と緑のネットワークを形成します。
 - ・緑豊かなオープンスペースを創出します。
 - ・まちなかにきめ細かく緑を配置します。
- 7) 魅力ある夜間景観を創出する
 - ・福井らしさが実感できる場所を魅力的に照らします。
 - ・人々を誘導する光の回廊を形成します。
 - ・夜間景観を眺望する視点場を整備・活用します。
 - ・地域固有の景観資源に光を当てます。
 - ・市民、事業者との協働により推進します。

福井らしい景観を育む人づくり

- 1) 福井プライドをもった市民の育成
 - ・マスメディアの活用や、様々な場や機会を用意し、景観に対する価値観の醸成を図ります。
 - ・福井市民であることに誇りを持ち、福井らしさを語る事ができる市民を育みます。
- 2) 市民参画体制の確立
 - ・市民、事業者、行政の役割分担を明確にします。
 - ・多くの人が参画できる場を用意します。
 - ・助成や支援体制を充実します。
 - ・市民提案制度を活用します。
- 3) 優れたデザインを生み出す仕組みづくり
 - ・景観形成に関する窓口を専門化します。
 - ・景観アドバイザーの認定など、専門的な立場から審査・助言する体制を確立します。

(2) ゾーン別景観形成の方針

景観形成の目標や、福井らしい景観を形成するための基本方針を踏まえつつ、地域の個性が感じられ、市民にとってより身近な景観を形成するため、市民、事業者、行政が役割を分担しながら、地域ごとの景観特性を活かした取組を進めます。



景観特性に基づいた7つのゾーンと、各ゾーンをつなぐ2つの景観軸

市街地景観形成ゾーン
<p>景観形成のテーマ</p> <p>自然と歴史が共生する都市景観の形成</p> <p>景観形成の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近代的な都市景観や賑わいの中に、自然や歴史をバランスよく織り込みます。 ・道路や公園、河川、建築物などを適正に誘導します。 ・各種制度や施策等とも連携しながら、統一感や地域の個性が感じられる景観を誘導します。 ・花や緑があふれる潤いのある景観を形成します。 ・市民主体による身近な景観形成活動に対して支援します。 ・市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

田園景観形成ゾーン（市街地東部エリア）
<p>景観形成のテーマ</p> <p>文化が薫るコシヒカリの里景観の形成</p> <p>景観形成の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コシヒカリ発祥の地でもある広大な田園景観を保全します。 ・文殊山の麓に広がる東大寺領荘園（糞置荘）と市民の生活とが密接に結びついている文化的な景観を保全します。 ・白山連峰や白樺山、文殊山、足羽三山、国見岳などへのパノラマ景観を保全します。 ・広大な田園に島状に点在する集落景観を保全します。 ・市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

田園景観形成ゾーン（市街地西部エリア）

景観形成のテーマ

潤いのあるふるさと田園景観の形成

景観形成の基本方針

- ・ 広大な田園景観を保全します。
- ・ 国見岳や足羽三山などへのパノラマ景観を保全します。
- ・ 里山と一体となった伝統的な集落景観を保全します。
- ・ コスモスなどを活用した花のある景観を創出します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

田園景観形成ゾーン（市街地北西部エリア）

景観形成のテーマ

水と緑と花が輝く田園景観の形成

景観形成の基本方針

- ・ 九頭竜川の豊かな水の流れと広大な田園が融和した美しい自然景観を保全します。
- ・ コスモス広苑に代表される花と緑あふれる美しいふるさと景観を保全・創出します。
- ・ 里山と一体となった集落景観・棚田景観を保全します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

山並み景観形成ゾーン（美山エリア）

景観形成のテーマ

ぬくもりあふれる杉の里景観の形成

景観形成の基本方針

- ・ 足羽杉が広がる特徴的な産業景観、山頂付近に残る紅葉景観を保全します。
- ・ 足羽川と越美北線、山並みが一体となって形成する地域固有の景観を保全します。
- ・ 貴重な歴史的景観資源を保全するとともに、観光に活用します。
- ・ 一乗谷や大野市方面へアクセスする観光ルートにふさわしい景観を演出します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

山並み景観形成ゾーン（国見岳エリア）

景観形成のテーマ

日本海と大地を見下ろすパノラマ景観の形成

景観形成の基本方針

- ・ 国見岳や越知山などの自然が織りなす四季折々の山並み景観を保全します。
- ・ 越前海岸や福井平野、遠くは白山連峰を見渡すことのできる視点場を保全・演出します。
- ・ 武周ヶ池、滝波ダムなどの良好な水辺景観を保全します。
- ・ 人々の生活や営みに支えられている谷あいの棚田景観を保全します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

海岸景観形成ゾーン

景観形成のテーマ

海と夕日と水仙が映える海岸景観の形成

景観形成の基本方針

- ・ 三里浜特有の砂浜景観や砂丘植生、奇岩奇勝の地形、さらに海岸線まで迫る山並みが織りなす美しい海岸景観を保全します。
- ・ 一面の越前水仙畑や江津浦自然公園などの自然環境を保全するとともに、県内屈指の観光・レクリエーションゾーンとして積極的に活用します。
- ・ 美しい海岸景観を演出するため、道路等の公共空間や建築物等を適正に誘導します。
- ・ 密集する漁村集落、海産物を干す光景などの地域固有の景観の保全に努めます。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

○ 南北風格景観軸

景観形成のテーマ

歴史と賑わいが物語る風格あるシンボル景観軸の形成

景観形成の基本方針

- ・ 沿道のまちなみ整備と合わせて、福井の発展を支え続ける都市の骨格軸にふさわしい風格ある道路景観を形成します。
- ・ 大名町交差点など、視点場でもあるまちかどの整備・演出を行います。
- ・ 路面電車が走る福井市固有の景観を演出します。
- ・ (旧)北陸道の家並みの保全とともに、通りとしての物語性が感じられる景観を演出します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

○ 東西水辺景観軸

景観形成のテーマ

潤いと花のある水辺景観軸の形成

景観形成の基本方針

- ・ 安全安心な河川整備を進めるとともに、広場空間や散策路などを整備し、レクリエーション空間として積極的に活用します。
- ・ 桜堤や菜の花、コスモスなどを保全・継承し、花のある水辺景観を演出します。
- ・ 背景となる山並みなどとの調和に配慮し、視点場や景観要素となる橋などを良好にデザイン、修景します。
- ・ 市民が誇りに思っている視点場からの景観を保全します。

2 - 2 福井都心地区特定景観計画区域

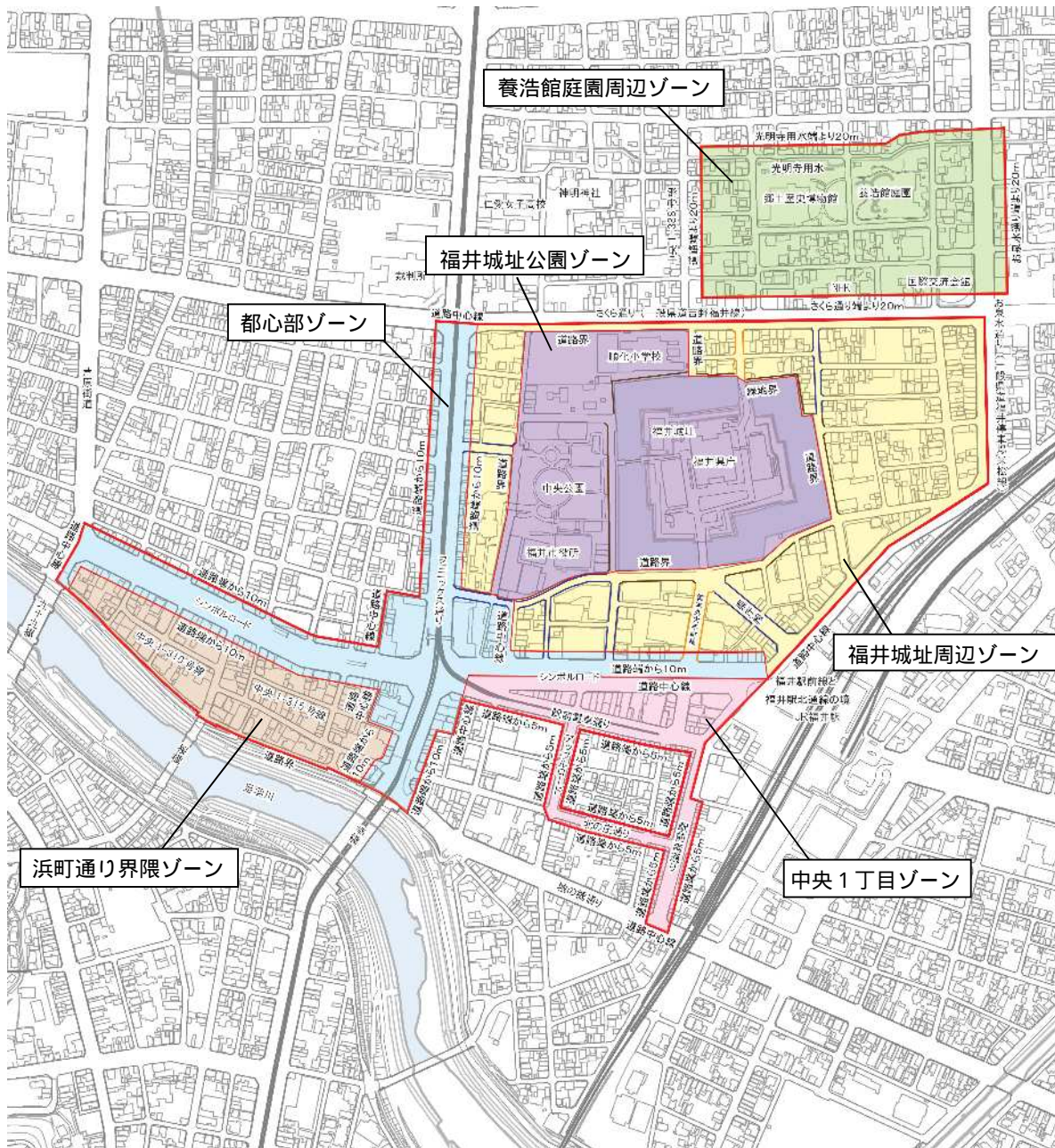
1 景観形成の目標

<p align="center">『福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生』</p> <p>「福井らしい景観」を象徴する優れた景観資源を良好に保全・活用するとともに、都市空間の中に埋没することのないよう公共空間やまちなみの中に積極的に取り込みながら、市民が誇りをもち、福井らしさを実感することができる、風格のあるシンボリックな景観を創生します。</p>	
都心部ゾーン	骨格道路であるシンボルロード及びフェニックス通りを中心とした、東西・南北のシンボル景観軸の形成を目指して、花や緑に包まれた風格のある沿道景観を形成します。
中央1丁目ゾーン	県都福井市の中心市街地の顔にふさわしい魅力的で個性豊かな都市景観の形成を目指して、賑わいと格調があり、花や緑に包まれた回遊性のあるまちなみを形成します。
浜町通り界限ゾーン	足羽川の自然や景観が楽しめ、まちの歴史が見える「公園」のようなまち＝「おもてなしの空間づくり」を目指して、自然や歴史資源と調和した景観を形成します。
養浩館庭園周辺ゾーン	『歴史的雰囲気と水と緑が一体となった文化の薫り高いまちなみづくり』 養浩館庭園の有する歴史的な雰囲気や水辺環境、庭園内からの良好な眺望景観を保全するとともに、これらに誇りと愛着を感じながらいつまでも住み続けたいと思える文化の薫り高いまちなみづくりを目指します。
福井城址公園ゾーン	福井城下町の中心であった福井城址（本丸跡）の歴史的環境を保全・復元し、都市空間における歴史の核として、風格ある城址景観を形成します。
福井城址周辺ゾーン	住む人、働く人、訪れる人ともに福井城址を身近に感じながら過ごすことができる、緑豊かで城址に調和した景観を備えたまちなみを形成します。

2 景観形成の方針

<p>都心部ゾーン</p>	<p>『楽しさや賑わい、風格が感じられるシンボル景観の形成』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井の中心として、都市生活や祝祭性に対応した質の高い都心空間の形成を図ります。 ・楽しさや賑わいのある商業・業務空間、ゆとりと潤いのある緑豊かな歩行者空間の形成を図ります。 ・福井城址へのアプローチとして、風格のある沿道景観の形成を図ります。 ・回遊性のある魅力的な夜間景観の形成を図ります。
<p>中央1丁目ゾーン</p>	<p>『出逢いや楽しさ、親しみや安らぎのある魅力ある空間づくり』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての世代が豊かな都市生活を楽しむとともに、多くの人が出逢い、交流を生み出す中心市街地の顔として、都市の魅力の向上を図ります。 ・四季、昼と夜、祝祭等の変化に対応し、賑わいと格調があり、季節の花や緑に包まれた、魅力と回遊性のある商業地景観の形成を図ります。 ・全体としての統一性に配慮しながら、個々の店舗デザインの自由性を大切にした良質な散策街の形成を図ります。
<p>浜町通り境界ゾーン</p>	<p>『自然豊かで歴史や和（和風）が感じられるおもてなしのまち』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足羽川や足羽山の自然景観との調和に配慮し、ゾーン全体が緑豊かで潤いが感じられる景観の形成を図ります。 ・かつての高級料亭街として、ゾーン全体で「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられるようデザインを工夫し、心地よい景観の形成を図ります。 ・回遊性のある魅力的な夜間景観の形成を図ります。
<p>養浩館庭園周辺ゾーン</p>	<p>『養浩館庭園の環境保全と庭園内からの良好な眺望景観の保全』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養浩館庭園の環境を適切に保全・維持管理するとともに、周囲の建築物等の高さなどを適正に誘導しながら、回遊式庭園としてどこからでも良好な眺望景観が楽しめる空間づくりを進めます。 <p>『養浩館庭園周辺を楽しみながら歩ける散策空間の形成』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井城址とのつながりにも配慮しながら、歴史のみちをはじめとする歩行者空間や水辺（用水）、花・緑、光（街路灯、ライティング）などを活かして、歴史的雰囲気をゆっくり楽しめる回遊の空間づくりを進めます。 <p>『まちの宝・誇りである養浩館庭園との調和を意識し、快適に住み続けられる質の高いまちなみの形成』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界的に評価の高い養浩館庭園を身近に感じながら暮らすことに誇りと愛着をもち、歴史的な雰囲気との調和やかつての屋敷町の形態を意識しながら、屋敷回りをしつらえ、いつまでも快適で落ち着いて暮らしていけるまちなみづくりを進めます。

<p>福井城址公園 ゾーン</p>	<p>『福井城址を核とした、歴史を象徴し、人が集まる空間の形成』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城址内、中央公園、県民会館跡地およびその周辺を公園として整備し、中央公園内における石垣等の遺構を活用した広場の整備、城址内における御門櫓等の復元、文化拠点の形成など、歴史を象徴し、新しい文化を創造し、人が集まる緑豊かな空間を形成します。 ・歴史資源の保全、歴史遺構の復元等により、歴史が感じられる場所を演出します。また、ライトアップによる夜間景観を演出します。
<p>福井城址周辺 ゾーン</p>	<p>『福井城址の歴史的環境に調和したまちなみの形成』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史の核となる福井城址との調和に配慮し、城址を身近に感じられるまちなみの形成を図ります。 ・福井城址へのアプローチとして、風格のある沿道景観を形成するとともに、福井城址への誘導性の向上や福井城址からの眺望の確保を図ります。 ・緑豊かな景観や歩きたくなる歩行者空間、心地よい滞留空間を形成し、まちなかにおいて潤いのあるまちなみの形成を図ります。



上記 **■**、**■**、**■** に着色された場所に接する敷地において行う建築物等の建築などの行為に対し、以下基準が適用されます。

- に接する敷地に対して、「堀に面する」基準を適用します。
- に接する敷地に対して、「城址への導線となる道」の基準を適用します。
- に接する敷地に対して、「城址への導線となる道」「歴史のみち」の基準を適用します。

2 - 3 一乗谷地区特定景観計画区域

1 景観形成の目標

『悠久の自然と歴史、生活文化の未来への継承』

美しい自然や風景の上に、400年以上が経過した現在も城下町としての栄華をうかがわせる朝倉氏の遺跡や、人々の生活や営みなどが融和している"本物が感じられる"景観を、次代へと継承していきます。

2 景観形成の方針

『一乗谷の原風景となる悠久の自然を守り・育む』

・一乗谷を特徴づける美しい自然や地形を守るとともに、四季のうつろいを感じられるよう修復・修景し、その周りにあるものを上手く融和させながら、原風景としていつまでも心に残る景観を形成します。

『一乗谷に広がる朝倉氏縁の歴史遺産を守り・育む』

・朝倉氏縁の歴史遺産を守るとともに、その周りにあるものを歴史的雰囲気と調和するものに改善しながらさらに魅力を高め、一乗谷全体で戦国ロマンが楽しめるような景観を形成します。

『悠久の自然や歴史と融和した集落や文化を守り・育む』

・美しい自然や貴重な歴史遺産とともに暮らすことに誇りをもち、これらと融和するよう身の回りのものを整え、誇りと愛着をもって、楽しみながらいつまでも暮らしていける一乗谷を形成します。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

（法第8条第2項第2号関係）

3 - 1 福井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）

1 届出の対象となる行為

福井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）における良好な景観の形成に大きな影響を与えると考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	<p>(1) 延べ面積の過半の用途が、建築基準法別表第1(1)の項及び(4)の項の用途に供する建築物の新築、改築若しくは移転又は増築で、次に掲げるもの</p> <p>ア 高さが12mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>イ 土地利用目的及び利用形態が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときにあっては、それらの延べ面積の合計が1,000㎡を超えるもの</p> <p>ウ 増築にあっては、既存建築物の延べ面積との合計が1,000㎡を超えるもので、かつ、当該増築に係る延べ面積が500㎡を超えるもの</p> <p>(2) 上記(1)以外の建築物の新築、改築若しくは移転又は増築で、次に掲げるもの</p> <p>ア 高さが18mを超え、又は延べ面積が2,000㎡を超えるもの</p> <p>イ 土地利用目的及び利用形態が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときにあっては、それらの延べ面積の合計が2,000㎡を超えるもの</p> <p>ウ 増築にあっては、既存建築物の延べ面積との合計が2,000㎡を超えるもので、かつ、当該増築に係る延べ面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>(3) 上記の各規定に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を超えるもの</p>
工作物の新設等	<p>(1) 工作物の新設、改築若しくは移転又は増築で、次に掲げるもの</p> <p>ア 高さが15m（建築物に定着し、又は継続して設置される場合にあっては、当該工作物の高さが12m）を超えるもの</p> <p>イ 工作物と一体に利用する土地の区域の面積が1,000㎡を超えるもの。ただし、高さが8m以下の工作物は除く。</p> <p>ウ ア及びイの規定に該当する工作物の増築にあっては、当該増築部分の高さが4mを超えるもの</p> <p>エ 垣（生垣は、工作物から除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するものにあつては、高さが2mを超え、かつ、延長が30mを超えるもの</p> <p>オ 高架道路、高架鉄道その他これらに類する物にあっては、高さが5mを超えるもの</p> <p>カ 橋りょう、横断歩道橋その他これらに類する物にあっては、幅員が10mを超え、若しくは延長が30mを超え、又は高さが5mを超えるもの</p> <p>(2) 上記の各規定に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を超えるもの</p>

行為の種類	届出の対象となる行為
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	(1) 当該行為に係る区域の面積が 1,000 m ² を超えるもの (2) 当該行為に伴い高さが 3m を超え、かつ、延長が 30m を超えるのり面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が 1,000 m ² を超えるもの
屋外における 土石、廃棄物 ¹ 及び再生資源 ² の堆積	高さが 3m を超え、かつ、当該堆積物の存する土地の区域の面積が 1,000 m ² を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が 60 日以内のものは、除く。
特定照明 ³	(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの (2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物

2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源

3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

（1）建築物の新築等

配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「」は必ず守るべき基準、「」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項 目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	<p>道路等の公共空間や周辺敷地との境界部の全部又は一部には、樹木や花き等を用いて植栽し、又は緑化をする。ただし、公共の用に供するために、道路等の公共空間からセットバックした部分については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽にあっては、四季の演出や樹容に優れている樹木や花き等を用いることが望ましい。 ・植栽する面積は、敷地面積の20%以上とすることが望ましい。 <p>同一敷地内の駐車場、駐輪場、搬入搬出路等は、道路等の公共空間から目立たないように十分配慮した位置に設け、又は植栽等による緑化を行うよう努める。</p> <p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和させるとともに、快適な歩行者空間の創出に資するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置は道路等の境界から後退し、ゆとりを設けることが望ましい。 ・大規模な建築物が連続している場所においては、隣接する建築物と壁面線を合わせて、通りとしての一体感を演出することが望ましい。
高さ	<p>周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p>
形態	<p>周囲の景観との調和に配慮した形態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、地域の個性が感じられる形態とすることが望ましい。

(「」は必ず守るべき基準、「」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項 目	景観形成基準
色彩	<p>外観に用いる色は、マンセル値による彩度 6 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 1/10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、マンセル値による色相が R、YR、Y 系以外の色は、彩度 4 以下とすることが望ましい。 ・地上からの高さが 31m を超える高層な建築物で複数の色を用いる場合は、圧迫感や突出感を与えないよう、上層に用いる色は下層よりも明度を上げることが望ましい。
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、自然素材や地域の伝統的な素材、材料を用いることが望ましい。
ベランダ等	<p>ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間から目立たないようにすることが望ましい。
屋外階段	<p>色彩の工夫や隠蔽処置等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p>
附帯設備等	<p>道路等の公共空間から目立つ位置には設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。</p>
附属建築物	<p>車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。

(2) 工作物の新設等

配慮すべき基本的基準

- | |
|---|
| <p>1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。</p> <p>2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。</p> |
|---|

項目別基準

（「」は必ず守るべき基準、「」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	<p>道路等の公共空間や周辺敷地との境界部の全部又は一部には、樹木や花き等を用いて植栽をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽にあっては、四季の演出や樹容に優れている樹木や花き等を用いることが望ましい。 ・植栽する面積は、敷地面積の20%以上とすることが望ましい。 <p>敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。</p> <p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置に努める。</p>
高さ	<p>周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p>
形態	<p>道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面を緑化する、擁壁と道路との間に植栽をする、擁壁面の形状に変化をつけるなどの工夫をするよう努める。</p> <p>橋りょうは、上部構造と下部構造を一体的に捉え、高欄や橋脚等との連続性、配管や設備等の隠蔽措置に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観との調和に配慮した形態とすることが望ましい。
色彩	<p>法令等で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度6以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、マンセル値による色相がR、YR、Y以外の色は、彩度4以下とすることが望ましい。
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、地域ごとの景観特性と調和した素材、材料を用いることが望ましい。

(3) その他の行為

配慮すべき基本的基準

周囲の景観への影響について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

項目別基準

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項 目	景観形成基準
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	<p>当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。</p> <p>道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。</p> <p>・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。</p>
木竹の伐採	<p>樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。</p> <p>・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。</p>
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源の 堆積	<p>道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置に努める。</p> <p>堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。</p>
特定照明	<p>周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害 とならないようにする。</p> <p>光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。</p>

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響(「光害対策ガイドライン」/環境省)

(4) 景観法によらないその他の基準

次の項目に掲げる行為は、景観法に基づく届出の対象となる行為ではありませんが、建築物、工作物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項 目	景観形成基準
緑化、修景	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間との境界部には樹木や花き等を用いて植栽をすることが望ましい。 ・駐車スペースの間においても、通りから見えるような高木を効果的に配植することが望ましい。 ・オープンスペース内においては、樹木や花き等で四季を演出することが望ましい。
歩行者空間の演出	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木や花き等を効果的に配植することにより、緑豊かな街路空間とすることが望ましい。 ・電線類の地中化や電力機器の美装化、景観柱の使用、宅地裏側への電柱の移設等を行い、すっきりとした街路空間とすることが望ましい。 ・歩道舗装は控えめなデザインとし、特に材料、色彩に配慮することが望ましい。
路面電車、バス	<ul style="list-style-type: none"> ・走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。 ・車体に広告をつける場合は、走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。
メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物、屋外広告物、樹木等は、定期的に修繕又は維持管理を行い、美観の保持に努めることが望ましい。 ・落書き等で汚された外壁やシャッター等は、直ちに消し、美観の保持に努めることが望ましい。
清掃、美化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内や敷地周辺の清掃を積極的に行い、まちの美化に努めることが望ましい。
放置自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐輪場以外には、駐輪しないことが望ましい。
駐停車車両	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐車場やタクシー停車場以外には、駐停車しないことが望ましい。

3 - 2 - 1 福井都心地区特定景観計画区域
(都心部ゾーン・中央1丁目ゾーン、浜町通り界限ゾーン)

1 届出の対象となる行為

福井都心地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に影響を与えられ次行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が 10 m ² 以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が 10 m ² 以下のもの (3) 工事を施工するために必要な仮設の建築物
工作物の新設等	次に掲げるものを除く工作物(生垣は、工作物から除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが 1.5m以下のもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の 1/2 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	(1) 当該行為に係る区域の面積が 300 m ² を超えるもの (2) 当該行為に伴い高さが 1.5mを超え、かつ、延長が 20mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が 1,000 m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物 ¹ 及び再生資源 ² の堆積	当該堆積物の存する土地の区域の面積が 300 m ² を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が 60 日以内のものは、除く。
特定照明 ³	(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの (2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物
2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源
3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

（１）建築物の新築等

配慮すべき基本的基準

- | |
|--|
| 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。 |
| 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。 |

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
敷地内における位置及び外構	<p>通りを歩く人に潤いを与え、訪れる人をもてなすため、建築物の玄関先等は樹木や花き等を用いて緑化をする。</p> <p>・緑化にあっては、四季を感じることができる樹木や花き等を用いることが望ましい。</p>		
	<p>・道路境界線から建築物までの空間にゆとりがある場合は、できる限り植栽等を行うことが望ましい。</p> <p>・城址への導線となる道に面する建築物では、福井城址への良好な眺望を確保するためにセットバックすることが望ましい。</p> <p>・大名町交差点の角地に位置する建築物では、配置を工夫してオープンスペースを設けることが望ましい。</p>	<p>アップルロード（中央1-333号線）に面する建築物では、隣接する建築物と壁面線を合わせて、通りとしての一体感を演出するよう努める。</p> <p>・新栄商店街界限への導入部（中央1-333号線と中央1-331号線、中央1-332号線、中央1-334号線及び福井市中央1-615番地との交差部）に位置する建築物は、角地に入口を設けることが望ましい。</p> <p>駅前南通り（福井駅豊島上町線）に面する建築物で、道路境界線から建築物までの空間にゆとりがある場合は、花き等を積極的に配植するよう努める。</p>	<p>・道路境界線から建築物までの空間にゆとりがある場合は、高木等を効果的に配植することが望ましい。</p>
	<p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和させるとともに、快適な歩行者空間の創出に資するよう努める。</p>		<p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられるよう努める。</p>
高さ	<p>周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p>		

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
形態	<p>周囲の景観との調和に配慮した形態とする。</p> <p>立体駐車場は、周囲の建築物と違和感のない形態とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り敷地を統合して建築物の共同化に努め、量感のある建築物とすることが望ましい。 ・屋根及び屋上の形状については、できる限り周囲の建築物との連続性に配慮することが望ましい。 		<p>「歴史性」や「和(和風)」の雰囲気を感じられる外観とする。</p> <p>特に1階部分においては、和風建築又は近代洋風建築の建築形態の一部を取り入れた外観とするよう努める。</p> <p>高さが12mを超える建築物は、長大な壁面が歩行者に圧迫感を与えないよう壁面形状に変化をつけるなど工夫し、単調な壁面としないよう努める。</p>
色彩	<p>外観に用いる色は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、建築物の屋根(庇を含む。)にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、マンセル値による色相がR、YR、Y系以外の色は、彩度2以下とすることが望ましい。 	<p>北の庄通り(中央1-332号線)に面する建築物の外観に用いる色は、上記によらず、マンセル値による彩度6以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p>	<p>外観に用いる色は、マンセル値による色相はYR、Y系の彩度3以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、建築物の屋根(庇を含む。)にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって、若しくは弁柄その他和風建築に用いられる素材によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p>
	<p>使用する色数は、できる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p>		
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材や質感を重視した素材、材料を用いることが望ましい。 		<p>「歴史性」や「和(和風)」の雰囲気を感じられるような素材、材料を使用するよう努める。</p>

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
窓等開口部、シャッター	窓等開口部は、大きさ、配置等について建築物と調和したデザインとし、単調で閉鎖感のある壁面としない。		
	<p>1階部分に店舗がある場合は、ショーウィンドー等で演出するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショーウィンドー等を設けた場合は、閉店後の夜間もショーウィンドー内を照らすことが望ましい。 ・1階部分に店舗がある場合は、シースルーシャッター等を設けて、閉店後の通りが殺風景とならないようにすることが望ましい。 	<p>駅前南通りに面する建築物では、通りに向かって、1階部分に開口部や出入口を設けるよう努める。</p> <p>1階部分には駐車場を設けないよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず設置する場合は、建築物と調和したデザインで出入口を演出することが望ましい。 ・長期化する空き店舗は、ウィンドーや壁面をギャラリー等に利用するなど、景観の悪化につながらないよう工夫することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓等開口部を内側から照らすなどにより、「歴史性」や「和(和風)」の雰囲気を感じられる夜間景観を演出することが望ましい。
ベランダ等	ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間から目立たないようにすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間(対岸の足羽川堤防を含む。)から目立たないように努める。 	
屋外階段	色彩の工夫や隠蔽処置等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。		
附帯設備等	道路等の公共空間から目立つ位置には、設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。		
附属建築物	<p>車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。 		

(2) 工作物の新設等

配慮すべき基本的基準

1	周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
2	快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
敷地内における位置及び外構	<p>道路上に設置する場合は、歩行者の邪魔にならない場所に設置する。 敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。</p>		
高さ	<p>周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p>		
形態	<p>公共空間に設置する歩行者系標識（サイン）は、福井市公共サインマニュアルを遵守する。 街路灯等は、通りとしての連続性や各ゾーンのテーマ性が感じられるよう努める。 ・周囲の景観に調和した形態とすることが望ましい。</p>		<p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられる形態とするよう努める。</p>
	<p>アーケードは、通りや各ゾーンのイメージに合った形態とし、高さを高くし、開放的になるよう努める。</p>		
色彩	<p>駅前南通りに面して、垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化対応の形態とするよう努める。</p>		<p>法令で定められたもの以外の色は、YR、Y系の彩度3以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・特に、マンセル値による色相がR、YR、Y以外の色は、彩度2以下とすることが望ましい。</p>
	<p>法令で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p>		

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
色彩	使用する色数は、できる限り少なくし、全体のバランスを阻害しないよう努める。 ・自動販売機及びモニュメント等については、上記によらず、周囲の景観に調和した色彩とすることが望ましい。		
素材、材料	時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。 ・「歴史性」や「和(和風)」の雰囲気を感じられるような素材、材料を使用することが望ましい。		

(3) その他の行為

配慮すべき基本的基準

周囲の景観への影響について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

項目別基準

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。 道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。 ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。		
木竹の伐採	樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。 ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。		
屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積	道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置に努める。 堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。		
特定照明	周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害とならないようにする。 光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。		

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響(「光害対策ガイドライン」/環境省)

(4) 景観法によらないその他の基準

次の項目に掲げる行為は、景観法に基づく届出の対象となる行為ではありませんが、建築物、工作物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
緑化、修景	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間との境界部には樹木や花き等を用いて植栽をすることが望ましい。 ・駐車スペースの間においても、通りから見えるような高木を効果的に配植することが望ましい。 ・オープンスペース内においては、樹木や花き等で四季を演出することが望ましい。 		
歩行者空間の演出	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木や花き等を効果的に配植することにより、緑豊かな街路空間とすることが望ましい。 ・電線類の地中化や電力機器の美装化、景観柱の使用、宅地裏側への電柱の移設等を行い、すっきりとした街路空間とすることが望ましい。 ・歩道舗装は控えめなデザインとし、特に材料、色彩に配慮することが望ましい。 		
路面電車、バス	<ul style="list-style-type: none"> ・走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。 ・車体に広告をつける場合は、走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。 	/	
メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物、屋外広告物、樹木等は、定期的に修繕又は維持管理を行い、美観の保持に努めることが望ましい。 ・落書き等で汚された外壁やシャッター等は、直ちに消し、美観の保持に努めることが望ましい。 		
清掃、美化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内や敷地周辺の清掃を積極的に行い、まちの美化に努めることが望ましい。 		
放置自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐輪場以外には、駐輪しないことが望ましい。 		
駐停車車両	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐車場やタクシー停車場以外には、駐停車しないことが望ましい。 		

3 - 2 - 2 福井都心地区特定景観計画区域（養浩館庭園周辺ゾーン）

1 届出の対象となる行為

福井都心地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に影響を与えると考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が 10 m ² 以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が 10 m ² 以下のもの (3) 工事を施工するために必要な仮設の建築物
工作物の新設等	次に掲げるものを除く工作物（生垣は、工作物から除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが 1.5m以下のもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の 1/2 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	(1) 当該行為に係る区域の面積が 300 m ² を超えるもの (2) 当該行為に伴い高さが 1.5mを超え、かつ、延長が 20mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が 1,000 m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物 ¹ 及び再生資源 ² の堆積	当該堆積物の存する土地の区域の面積が 300 m ² を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が 60 日以内のものは、除く。
特定照明 ³	(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの (2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物

2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源

3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

（１）建築物の新築等

配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
	養浩館庭園周辺ゾーン
敷地内における位置及び外構	<p>暮らしに潤いや安らぎを与えるとともに、訪れる人をもてなすため、道路や用水路等との境界部は、生け垣や花き等を用いてしつらえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化にあたっては、四季を感じることができるものを用いることが望ましい。また、花や木の種類、フラワーポット等は統一することが望ましい。 <p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和するよう努める。</p> <p>特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面して垣、柵又は塀を設ける場合は、必要以上に高くせず、歴史性を踏まえて和風の雰囲気と調和したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地に余裕がある場合は、できる限り前面道路からセットバックし、また、セットバックした空間にあっては、修景等のしつらえをすることが望ましい。 ・大規模な建築物の場合は、できる限り高木を設け、建築物による圧迫感を軽減することが望ましい。
高さ	<p>養浩館庭園内からの眺望や周囲の住環境及びまちなみを保全するため、建築物の高さは低く抑えるよう努める。</p> <p>特に３階以上の部分又は養浩館庭園内から容易に望見できる部分については、形態意匠に配慮し、養浩館庭園内からの眺望への影響を軽減するよう努める。</p>
形態	<p>周囲の景観との調和に配慮した形態とする。</p> <p>特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する建築物は、歴史性を踏まえ、和風の雰囲気が感じられる外観とするか、そのしつらえを取り入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び屋上の形状については、できる限り周囲の建築物との連続性に配慮することが望ましい。

項目	景観形成基準
	養浩館庭園周辺ゾーン
色彩	<p>外観に用いる色は、マンセル値による彩度 4 以下、無彩色は明度 2 以上とする。特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する建築物では、彩度は 3 以下、無彩色は明度 2 以上とする。</p> <p>ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあっては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 1/10 未満の範囲内で外壁のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に外壁は、マンセル値による色相が YR・Y 系の色又は無彩色以外の色は用いないことが望ましい。 <p>大規模な建築物は、周囲に与える圧迫感等を軽減するため、低明度の色彩は使用しないように努める。</p> <p>使用する色数は、できる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p>
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <p>特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する建築物は、歴史性を踏まえ、和風の雰囲気を感じられる素材・材料を用いるか、これを模した仕上げとするよう努める。</p>
ベランダ、 付帯設備等 屋外階段、	<p>ベランダ、屋外階段、付帯設備等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p> <p>特に、養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する建築物又は、養浩館庭園内から容易に望見できる建築物は、洗濯物や室外機等はできる限り目立たないように努める。</p>
附属建築物	<p>車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室等の附属建築物は、主建築物と調和し一体感のあるものとするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から目立たないように十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により遮蔽措置を行うことが望ましい。

(2) 工作物の新設等

配慮すべき基本的基準

1	周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
2	快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
	養浩館庭園周辺ゾーン
敷地内における位置及び外構	<p>敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な工作物は、養浩館庭園内から容易に望見できる場所にはできる限り設置しないことが望ましい。
高さ	<p>周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p> <p>特に養浩館庭園内から容易に望見できる工作物については、形態意匠に配慮し、養浩館庭園内からの眺望への影響を軽減するよう努める。</p>
形態	<p>公共空間に設置する歩行者系標識（サイン）は、「福井市公共サインマニュアル」を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主建築物又は周囲の景観に調和した形態とすることが望ましい。 <p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置を行うよう努める。</p> <p>特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面して垣、柵又は塀を設ける場合は、歴史性を踏まえて和風の雰囲気を感じられる形態とするよう努める。</p>
色彩	<p>法令で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度 4 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は、面積を抑え外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する工作物の色は、彩度 2 以下とし、歴史性を踏まえて和風の雰囲気を感じられるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンセル値による色相が R、YR、Y 以外の色は、彩度 2 以下とすることが望ましい。 <p>養浩館庭園内から容易に望見できる工作物については、養浩館庭園内からの眺望景観を阻害しない色彩とするよう努める。</p> <p>使用する色数は、できる限り少なくし、全体のバランスを阻害しないよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機及びモニュメント等については、上記によらず、周囲の景観に調和した色彩とすることが望ましい。
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <p>特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する工作物については、歴史性を踏まえて和風の雰囲気を感じられる素材・材料を用いるよう努める。</p>

(3) その他の行為

配慮すべき基本的基準

周囲の景観への影響について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

項目別基準

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
	養浩館庭園周辺ゾーン
土地の開墾、 土石の採取、 鉋物の掘採 その他土地の 形質の変更	当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの遮蔽措置に努める。
木竹の伐採	樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。 ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源 の堆積	道路等の公共空間から目立たないように、植栽又は景観に配慮した塀等による遮蔽措置に努める。 堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。 特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する場所においては、遮蔽等の景観的措置を行う。
特定照明	周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害 とならないようにする。 光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。 特に養浩館庭園内から容易に望見できる位置にある建築物においては、眺望景観に与える影響に十分に配慮するよう努める。

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響(「光害対策ガイドライン」/環境省)

(4) 景観法によらないその他の基準

次の項目に掲げる行為は、景観法に基づく届出の対象となる行為ではありませんが、建築物、工作物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項目	景観形成基準
	養浩館庭園周辺ゾーン
管理、 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・用水の水量確保に努めるとともに、虫などの生物が棲める環境をつくることが望ましい。
緑化、 修景	<ul style="list-style-type: none"> ・用水空間なども利用して、統一感のある花き等で彩りを演出することが望ましい。 ・フラワーポット等を効果的に配置することにより、心地よく歩ける道路空間とすることが望ましい。
メン テナ ンス	<ul style="list-style-type: none"> ・のぼり旗は、営業時間外等の必要がない時は掲出しないことが望ましい。
歩 行 者 空 間 の 演 出	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間も安心して歩けるように門灯などを上手く使うことが望ましい。 ・街路灯や手すりなどは、歴史性を踏まえて和風の雰囲気を感じられるデザインに統一することが望ましい。 ・電線類は地中化、又は目立たないようにすることが望ましい。 ・福井城址などから養浩館への導線計画を考え、舗装や案内板等で上手く誘導することが望ましい。 ・親しみのある通り名を付け、みんなできれいにしていくことが望ましい。
清 掃、 美 化	<ul style="list-style-type: none"> ・庭木や生垣などは、見られることを意識してきれいに手入れすることが望ましい。 ・用水沿いを心地よく歩けるよう、用水周りをきれいにすることが望ましい。

3 - 2 - 3 福井都心地区特定景観計画区域（福井城址公園ゾーン）

1 届出の対象となる行為

福井都心地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に影響を与えられ考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が 10 m ² 以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が 10 m ² 以下のもの (3) 工事を施工するために必要な仮設の建築物
工作物の新設等	次に掲げるものを除く工作物（生垣は、工作物から除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが 1.5m以下のもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の 1/2 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	(1) 当該行為に係る区域の面積が 300 m ² を超えるもの (2) 当該行為に伴い高さが 1.5mを超え、かつ、延長が 20mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が 1,000 m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物 ¹ 及び再生資源 ² の堆積	当該堆積物の存する土地の区域の面積が 300 m ² を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が 60 日以内のものは、除く。
特定照明 ³	(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの (2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物

2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源

3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

(1) 建築物の新築等

配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
	福井城址公園ゾーン
敷地内における位置及び外構	<p>暮らしに潤いや安らぎを与えるとともに、訪れる人をもてなすため、道路との境界部は、樹木や花き等を用いてしつらえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化にあっては、四季を感じることができ、城址景観との調和に配慮した樹木や花き等を用いることが望ましい。 ・できる限り敷地を統合して建築物の共同化に努め、建物配置を工夫することにより敷地に余裕を持たせ、セミパブリック空間の創出を図ることが望ましい。 ・敷地が大規模である場合は、建築物や外構の配置を工夫し、福井城址への視線の抜けを設けることが望ましい。さらに、福井城址への通過性を高めるため、バリアのない通り抜け空間として整備することが望ましい。 ・大規模な建築物の場合は、できる限り高木を設け、建築物による圧迫感を軽減することが望ましい。 ・敷地に余裕がある場合は、できる限り前面道路からセットバックし、また、セットバックした空間にあっては、修景等のしつらえをすることが望ましい。 <p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和させるとともに、快適な歩行者空間の創出に資するよう努める。</p> <p>特に堀に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、必要以上に高くせず、福井城址の歴史的環境に配慮したデザインとする。</p>
高さ	<p>福井城址の歴史的環境に配慮し、建築物の高さは低く抑えるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンスケールのまちなみを形成するため、3階建までに抑えることが望ましい。

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
	福井城址公園ゾーン
形態	<p>福井城址の歴史的環境に配慮したデザインとする。</p> <p>立体駐車場は、周囲の建築物と違和感のない形態とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び屋上の形状については、できる限り周囲の建築物のとの連続性に配慮することが望ましい。 ・遺構がある場合は、デザインに取り入れることが望ましい。
色彩	<p>外観に用いる色は、マンセル値による彩度 3 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあっては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 1/10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に外壁は、マンセル値による色相が R・YR・Y 系以外の色は、彩度 2 以下とすることが望ましい。 <p>大規模な建築物は、周囲に与える圧迫感等を軽減するため、低明度の色彩は使用しないように努める。</p> <p>使用する色数は、できる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p>
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <p>時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いるよう努める。</p>

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
	福井城址公園ゾーン
窓等開口部、シャッター	<p>(堀に面する建築物に限る。)</p> <p>窓等開口部は、大きさ、配置等について建築物と調和したデザインとし、単調で閉鎖感のある壁面としない。</p> <p>1階部分に店舗がある場合は、ショーウィンドー等で演出するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショーウィンドーを設けた場合は、閉店後の夜間もショーウィンドー内を照らすことが望ましい。 ・1階部分に店舗がある場合は、シースルーシャッター等を設けて、閉店後の通りが殺風景とならないようにすることが望ましい。 ・堀との関係性を持たせるため、堀に向かって開口部や出入口を設けることが望ましい。 ・1階部分には、できる限りガラス等の透過性の高い素材を用いることが望ましい。
ベランダ等	<p>ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p> <p>特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、福井城址や道路等の公共空間から目立たないよう努める。</p>
屋外階段	<p>色彩の工夫や隠蔽処置等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p>
附帯設備等	<p>福井城址や道路等の公共空間から目立つ位置には、設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。</p> <p>建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p>
附属建築物	<p>車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井城址や道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。

(2) 工作物の新設等

配慮すべき基本的基準

1	周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
2	快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
	福井城址公園ゾーン
敷地内における位置及び外構	<p>道路上に設置する場合は、歩行者の邪魔にならない場所に設置する。</p> <p>敷地内における位置は、福井城址の歴史的環境に悪影響を与えない位置とするよう努める。</p> <p>・大規模な工作物は、福井城址から容易に望見できる場所にはできる限り設置しないことが望ましい。</p>
高さ	<p>福井城址の歴史的環境に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p> <p>特に福井城址から容易に望見できる工作物については、形態意匠に配慮し、福井城址からの眺望への影響を軽減するよう努める。</p>
形態	<p>公共空間に設置する歩行者系標識（サイン）は、「福井市公共サインマニュアル」を遵守する。</p> <p>・主建築物又は周囲の景観に調和した形態とすることが望ましい。</p> <p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置を行うよう努める。</p> <p>特に堀に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、福井城址の歴史的環境に配慮したデザインとするよう努める。</p>
色彩	<p>法令で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は、面積を抑え外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>特に堀に面する工作物の色は、彩度2以下とし、福井城址の歴史的環境に配慮するよう努める。</p> <p>・マンセル値による色相がR、YR、Y以外の色は、彩度2以下とすることが望ましい。</p> <p>福井城址から容易に望見できる工作物については、福井城址からの眺望景観を阻害しない色彩とするよう努める。</p> <p>使用する色数は、可能な限り少なくし、全体のバランスを阻害しないよう努める。</p> <p>・自動販売機及びモニュメント等については、上記によらず、周囲の景観に調和した色彩とすることが望ましい。</p>
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <p>時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いるよう努める。</p>

(3) その他の行為

配慮すべき基本的基準

周囲の景観への影響について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

項目別基準

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
	福井城址公園ゾーン
土地の開墾、土石の採取、鉞物の掘採 その他土地の形質の変更	当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、福井城址の歴史的環境に悪影響を与えないよう努める。 道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。 ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
木竹の伐採	樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。 ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積	道路等の公共空間から目立たないように、植栽又は景観に配慮した塀等による遮蔽措置に努める。 堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。 特に堀に面する場所においては、遮蔽等の景観的措置を行う。
特定照明	周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害とならないようにする。 光源の選定(光色または色温度)、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。 特に福井城址から容易に望見できる位置にある建築物においては、眺望景観に与える影響に十分配慮するよう努める。

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響(「光害対策ガイドライン」/環境省)

(4) 景観法によらないその他の基準

次の項目に掲げる行為は、景観法に基づく届出の対象となる行為ではありませんが、建築物、工作物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項目	景観形成基準
	福井城址公園ゾーン
緑化、修景	・平面駐車場や暫定利用の空き地等は、道路との境界部は、樹木や花き、生垣等を用いて修景することが望ましい。

3 - 2 - 4 福井都心地区特定景観計画区域（福井城址周辺ゾーン）

1 届出の対象となる行為

福井都心地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に影響を与えられ考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が 10 m ² 以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が 10 m ² 以下のもの (3) 工事を施工するために必要な仮設の建築物
工作物の新設等	次に掲げるものを除く工作物（生垣は、工作物から除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが 1.5m以下のもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の 1/2 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他土地の形質の変更	(1) 当該行為に係る区域の面積が 300 m ² を超えるもの (2) 当該行為に伴い高さが 1.5mを超え、かつ、延長が 20mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が 1,000 m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物 ¹ 及び再生資源 ² の堆積	当該堆積物の存する土地の区域の面積が 300 m ² を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が 60 日以内のものは、除く。
特定照明 ³	(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの (2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物

2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源

3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

（1）建築物の新築等

配慮すべき基本的基準

- 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
	福井城址周辺ゾーン
敷地内における位置及び外構	<p>暮らしに潤いや安らぎを与えるとともに、訪れる人をもてなすため、道路との境界部は、樹木や花き等を用いてしつらえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化にあっては、四季を感じることができる樹木や花き等を用いることが望ましい。道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和させるとともに、城址への導線となる道や堀沿いの道においては快適な歩行者空間の創出に資するよう努める。 特に堀に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、必要以上に高くせず、福井城址の歴史的環境に配慮したデザインとする。 ・敷地に余裕がある場合は、できる限り前面道路からセットバックし、また、セットバックした空間にあっては、修景等のしつらえをすることが望ましい。 ・城址への導線となる道や堀に面する建築物では、福井城址への良好な眺望を確保するためにセットバックすることが望ましい。 ・できる限り敷地を統合して建築物の共同化に努め、建物配置を工夫することにより敷地に余裕を持たせ、セミパブリック空間の創出を図ることが望ましい。 ・敷地が大規模である場合は、建築物や外構の配置を工夫し、福井城址への視線の抜けを設けることが望ましい。さらに、福井城址への通過性を高めるため、バリアのない通り抜け空間として整備することが望ましい。 ・大規模な建築物の場合は、できる限り高木を設け、建築物による圧迫感を軽減することが望ましい。
高さ	<p>福井城址や養浩館からの眺望景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に堀に面する建築物は、ヒューマンスケールのまちなみを形成するため、3階建までにおさえることが望ましい。

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
	福井城址周辺ゾーン
形態	<p>周囲の景観との調和に配慮した形態とする。</p> <p>福井城址や養浩館からの眺望景観に配慮した形態とするよう努める。</p> <p>立体駐車場は、周囲の建築物と違和感のない形態とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び屋上の形状については、できる限り周囲の建築物との連続性に配慮することが望ましい。 ・遺構がある場合は、デザインに取り入れることが望ましい。 ・特に歴史のみちや堀に面する建築物は、壁面を分節化する等、まちなみにおける建築物の圧迫感を軽減するための工夫をすることが望ましい。
色彩	<p>外観に用いる色は、マンセル値による彩度 4 以下、無彩色は明度 2 以上とする。特に堀に面する建築物は、彩度 3 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあっては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 1/10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に外壁は、マンセル値による色相が R・YR・Y 系以外の色は、彩度 2 以下とすることが望ましい。 <p>大規模な建築物は、周囲に与える圧迫感等を軽減するため、低明度の色彩は使用しないよう努める。</p> <p>使用する色数は、できる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p>
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材や質感を重視した素材、材料を用いることが望ましい。 <p>特に歴史のみちや堀に面する建築物は、時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いるよう努める。</p>

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
	福井城址周辺ゾーン
窓等開口部、シャッター	<p>窓等開口部は、大きさ、配置等について建築物と調和したデザインとし、単調で閉鎖感のある壁面としない。</p> <p>1階部分に店舗がある場合は、ショーウィンドー等で演出するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショーウィンドー等を設けた場合は、閉店後の夜間もショーウィンドー内を照らすことが望ましい。 ・1階部分に店舗がある場合は、シースルーシャッター等を設けて、閉店後の通りが殺風景とならないようにすることが望ましい。 ・特に堀に面する建築物は、堀との関係性を持たせるため、堀に向かって開口部や出入口を設けるとともに城址の歴史的環境と調和させることが望ましい。 ・特に堀に面する建築物は、城址を眺望しやすいよう1階部分にはできる限りガラス等の透過性の高い素材を用いることが望ましい。
ベランダ等	<p>ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p> <p>特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、福井城址や道路等の公共空間から目立たないよう努める。</p>
屋外階段	<p>色彩の工夫や隠蔽処置等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p>
附帯設備等	<p>福井城址や道路等の公共空間から目立つ位置には、設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。</p> <p>建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p>
附属建築物	<p>車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井城址や道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。

(2) 工作物の新設等

配慮すべき基本的基準

1	周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
2	快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
	福井城址周辺ゾーン
敷地内における位置及び外構	<p>道路上に設置する場合は、歩行者の邪魔にならない場所に設置する。</p> <p>敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な工作物は、福井城址から容易に望見できる場所にはできる限り設置しないことが望ましい。
高さ	<p>福井城址や養浩館からの眺望景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p> <p>特に福井城址から容易に望見できる工作物については、形態意匠に配慮し、福井城址からの眺望への影響を軽減するよう努める。</p>
形態	<p>公共空間に設置する歩行者系標識（サイン）は、福井市公共サインマニュアルを遵守する。</p> <p>街路灯等は、通りとしての連続性や周辺景観との調和が感じられるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主建築物又は周囲の景観に調和した形態とすることが望ましい。 <p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置を行うよう努める。</p> <p>特に堀に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、福井城址の歴史的環境に配慮したデザインとするよう努める。</p> <p>アーケードは、通りとしての連続性や周辺景観との調和が感じられるよう努める。</p>
色彩	<p>法令で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は、面積を抑え外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>特に堀に面する工作物の色は、彩度2以下とし、福井城址の歴史的環境に配慮するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンセル値による色相がR、YR、Y以外の色は、彩度2以下とすることが望ましい。 <p>福井城址から容易に望見できる工作物については、福井城址からの眺望景観を阻害しない色彩とするよう努める。</p> <p>使用する色数は、可能な限り少なくし、全体のバランスを阻害しないよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機及びモニュメント等については、上記によらず、周囲の景観に調和した色彩とすることが望ましい。
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材・材料を使用する。</p> <p>特に歴史のみちや堀に面する工作物については、時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いるよう努める。</p>

(3) その他の行為

配慮すべき基本的基準

周囲の景観への影響について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

項目別基準

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
	福井城址周辺ゾーン
土地の開墾、土石の採取、鉞物の掘採 その他土地の形質の変更	当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。 道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。 ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
木竹の伐採	樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。 ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積	道路等の公共空間から目立たないように、植栽又は景観に配慮した塀等による遮蔽措置に努める。 堆積の高さは可能な限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。 特に堀に面する場所においては、遮蔽等の景観的措置を行う。
特定照明	周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害とならないようにする。 光源の選定(光色または色温度)、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。 特に福井城址から容易に望見できる位置にある建築物においては、眺望景観に与える影響に十分に配慮するよう努める。

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響(「光害対策ガイドライン」/環境省)

(4) 景観法によらないその他の基準

次の項目に掲げる行為は、景観法に基づく届出の対象となる行為ではありませんが、建築物、工作物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項目	景観形成基準
	福井城址周辺ゾーン
緑化、修景	・平面駐車場や暫定利用の空き地等は、道路との境界部は、樹木や花き、生垣等を用いて修景することが望ましい。

3 - 3 一乗谷地区特定景観計画区域

1 届出の対象となる行為

一乗谷地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に大きな影響を与えると考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が10㎡以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該部分に係る部分の面積が10㎡以下のもの (3) 工事を施工するために必要な仮設の建築物
工作物の新設等	次に掲げるものを除く工作物(生垣は、工作物から除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが1.5m以下のもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	(1) 当該行為に係る区域の面積が300㎡を超えるもの (2) 当該行為に伴い高さが1.5mを超え、かつ、延長が20mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物 ¹ 及び再生資源 ² の堆積	当該堆積物の存する土地の区域の面積が300㎡を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が60日以内のものは、除く。
特定照明 ³	(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの (2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物

2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源

3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

（１）建築物の新築等

配慮すべき基本的基準

- 1 美しい自然景観と一乗谷固有の歴史文化的景観との調和について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準）

項 目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	<p>道路等の公共空間との境界部は、生け垣や花き、前庭などにより緩やかにしつらえる。ただし、これら以外の方法により一乗谷にふさわしい緑豊かな自然景観に配慮しているものについては、この限りでない。</p> <p>塀を設ける場合は、建築物及び周囲の景観と調和するようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石積み塀は、一乗谷のまちなみの特徴を現す一つとしてできる限り保存する。 ・敷地にゆとりがある場合は、公共空間にゆとりをもたらすように建築物や生け垣・塀などの配置を工夫するのが望ましい。
高さ	<p>主建築物の階数は2階建てまでを原則とし、3階建て以上とする場合は周辺の景観に与える影響の軽減に特に配慮する。</p>
形態	<p>建築物の外観は、一乗谷の有する「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられるデザインを原則とする。ただし、著しく合理性を欠くと認められる場合は、この限りではない。</p> <p>主建築物の屋根は勾配屋根を原則とし、屋並みの揃った眺望景観の保全・形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する伝統的な建築様式の建築物は、できる限り現状の形態を保存して利用する。
色彩	<p>外壁の色は光沢の少ない茶系又は灰系の色、屋根の色はいぶし銀、濃い灰色又は茶色、黒色を基本とし、これらを含めた外観に用いる色は、マンセル値による彩度3以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、建築物の屋根や庇にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあっては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって、若しくは弁柄その他和風建築に用いられる素材によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、外壁にはマンセル値による色相がYR・Y系の色又は無彩色を用いるのが望ましい。

(「」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項 目	景観形成基準
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材・材料を使用する。</p> <p>主建築物の屋根は、日本瓦、平板瓦、平形スレート、銅板、その他これらに類するものとする。ただし、環境への配慮を目的とした太陽光発電装置等の設置は差し支えないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観には自然素材や地域の伝統的な素材・材料を用い、これ以外による場合は、色彩や表面の仕上げ等を工夫することが望ましい。(例：土壁、漆喰塗り、焼杉板張など)
ベランダ、屋外階段、附帯設備等	<p>附帯設備等は、道路等の公共空間から目立つ位置には設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。 ・ベランダ等における洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間から目立たないようにすることが望ましい。 ・屋外階段にあっては、色彩の工夫や隠蔽処理等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。
附属建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。 ・道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。

(2) 工作物の新設等

配慮すべき基本的基準

1	美しい自然景観と一乗谷固有の歴史文化的景観との調和について十分に検討し、デザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
2	快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

項目別基準

（「」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準）

項目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とする。 道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置を行う。 ・大規模なものは、史跡や主要な通りから容易に見通せる場所にはできる限り設置しない。 ・自動販売機は、建築物と同一敷地内に設置するのが望ましい。
高さ	・できる限り周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。
形態	道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面を緑化する、擁壁と道路との間に植栽をする、擁壁面の形状に変化をつけるなどの工夫をする。 誘導サインや案内板などは、一乗谷の有する歴史的雰囲気及び景観特性に調和したデザインで統一する。
色彩	法令で定められたもの以外の色は茶系又は灰系を基本とし、マンセル値による彩度 3 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって、若しくは弁柄その他和風建築に用いられる素材によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・特に、マンセル値による色相は YR・Y 系の色又は無彩色とするのが望ましい。 ・自動販売機は落ち着いた色とするか、周囲の景観に調和した色彩となるよう工夫する。
素材、材料	時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材・材料を使用する。 ・外観には自然素材や地域の伝統的な素材・材料を用い、これ以外による場合は、色彩や表面の仕上げ等を工夫することが望ましい。（例：土壁、漆喰塗り、焼杉板張など）

(3) その他の行為

配慮すべき基本的基準

美しい自然景観と一乗谷固有の歴史文化的景観との調和について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

項目別基準

(「」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項 目	景観形成基準
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	当該行為に係る区域の周囲には植栽等による隠蔽を行い、行為の完了後は速やかに回復措置等を図ることとする。ただし、史跡や主要な通りから容易に見通すことのできる場所では原則として行わないものとする。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系又は景観的価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは、できる限り伐採しない。 ・木竹の伐採後は、地域の特性に適した四季の変化が楽しめる樹種を植栽することが望ましい。
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源の 堆積	<p>道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置を講ずることとする。ただし、史跡や主要な通りから容易に見通すことのできる場所では原則として行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。
特定照明	<p>周辺の住環境や生態系等に対して光害 とならないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、一乗谷の景観特性に適したものとなるよう努める。

良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響(「光害対策ガイドライン」/環境省)

(4) 景観法によらないその他の基準

次の項目に掲げる行為は、景観法に基づく届出の対象となる行為ではありませんが、建築物、工作物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項 目	景観形成基準
管理、保全	<ul style="list-style-type: none">・世界に誇れるわが町の宝として、一乗谷朝倉氏遺跡そのものの景観の保全とさらなる魅力向上に集落全体で協力することが望ましい。・地区全体に広く分布している数多くの歴史遺産を集落の宝として大切に保全することが望ましい。・耕作放棄などで荒れないよう、農地を守っていくことが望ましい。
緑化、修景	<ul style="list-style-type: none">・庭木や生け垣などは見られることを意識してきれいに手入れすることが望ましい。
清掃、美化	<ul style="list-style-type: none">・ホタルが舞い、子供が安心して遊べるきれいな川にするため、ゴミを捨てない、廃水を流さないなど、地域で清掃、美化することが望ましい。

第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 保全に関する考え方

市内には、先人たちが築き、その態様を今に伝えている歴史的価値の高い建造物のほか、優れた技術を用いて造られたもの、地域固有の伝統的な態様を有しているもの、多くの人が集まる場所や地域住民に親しまれているもの、さらには、近代都市としての発展を象徴する近代建築物など、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物が数多く存在しており、地域の個性ある景観づくりの核として、これらの良好な保全に努めます。

(2) 指定の方針

公共の場所から容易に望見することのできる位置にあるもので、景観上特に優れた外観を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて指定します。

指定に当たっては、関連する分野の専門家又は景観審議会等の意見を聴き、当該建造物の所有者の合意を得た上で、保全が必要と総合的に評価されたものを景観重要建造物として指定します。

歴史的又は建築的な価値を有している建造物 地域における景観形成上のシンボルやランドマークとなっている建造物 地域における伝統的な様式を継承している建造物 市民に親しまれ、愛されている建造物

2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 保全に関する考え方

市内には、樹齢や樹容などに優れた巨木や名木のほか、地域におけるシンボルやランドマークとなっているもの、地域住民に親しまれ、憩いや交流の場となっているものなど、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木が数多く生育しており、地域の個性ある景観づくりの核として、これらの良好な保全に努めます。

(2) 指定の方針

公共の場所から容易に望見することのできる位置にあるもので、景観上特に優れた外観を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて指定します。

指定に当たっては、関連する分野の専門家又は景観審議会等の意見を聴き、当該樹木の所有者の合意を得た上で、保全が必要と総合的に評価されたものを景観重要樹木として指定します。

樹種、樹齢、樹容などの面で価値が高いと認められる樹木 地域におけるシンボルやランドマークとなっている樹木 市民に親しまれ、愛されている樹木

第 5 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 4 号関係)

5 - 1 福井市景観計画区域 (特定景観計画区域を除く。)

1 届出の対象となる行為

福井市景観計画区域 (特定景観計画区域を除く。)における良好な景観の形成に大きな影響を与えると考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、高さが 4m を超え、又は表示面積が 30 m ² を超えるもの ただし、次に掲げるものを除く (1) 広告期間が 30 日以内で表示等するもの (2) 法令の規定により表示等するもの (3) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの (4) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの (5) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

配慮すべき基本的基準

- | |
|--|
| <p>1 周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。</p> <p>2 建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。</p> <p>3 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。</p> |
|--|

項目別基準

（「**■**」は必ず守るべき基準、「**▲**」は努力することが必要な基準、「**○**」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
位置、規模、形態及び高さ	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。</p> <p>周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。</p> <p>建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとするよう努める。</p> <p>・特に、自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、できる限り設置又は表示しないことが望ましい。</p>
色彩	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。</p> <p>マンセル値による彩度 12 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。</p> <p>表示面積が 30 m²を超える場合は、マンセル値による彩度 10 以上の色及び無彩色で明度 2 未満の色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。</p> <p>上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20% 以上は白色又は素材色とするよう努める。</p> <p>・蛍光塗料や反射塗料は、使用しないことが望ましい。</p>
素材、材料	<p>汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。</p> <p>・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、自然素材や地域の伝統的な素材、材料を用いることが望ましい。</p>

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項 目	景観形成基準
照明広告	<p>光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。</p> <p>内照式のものは、極端に大規模なものとしないう努める。</p> <p>点滅又は回転する付帯ランプは使用しないよう努める。</p>
屋上利用広告	<p>骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。</p> <p>1の建築物について1件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。</p> <p>塔型のものや極端に大規模なものは避け、周囲の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。</p> <p>表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。</p> <p>・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。</p>
壁面利用広告	<p>壁面からはみ出さないよう努める。</p> <p>表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。</p> <p>・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。</p>
突出広告	<p>多数の事業所が1の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和したデザインとするよう努める。</p>
地上広告	<p>極端に大規模なものや高いものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。</p>

5 - 2 - 1 福井都心地区特定景観計画区域
 (都心部ゾーン・中央1丁目ゾーン・浜町通り界限ゾーン)

1 届出の対象となる行為

福井都心地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に影響を与えられとされる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更に係るすべての行為 ただし、次に掲げるものを除く (1) 屋外広告物の表示面積が1㎡以下のもの (2) 掲示板等に表示等するもの (3) 広告期間が30日以内で表示等するもの (4) 法令の規定により表示等するもの (5) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの (6) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの (7) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

配慮すべき基本的基準

- | |
|---|
| 1 周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。 |
| 2 建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。 |
| 3 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。 |

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準		
	都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
表示の制限			自家用広告以外は表示又は掲出をしない。
位置、形態及び高さ	信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。 周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。 建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとするよう努める。		
			・「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられる形態とすることが望ましい。
色彩	信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。		
	マンセル値による彩度 12 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 表示面積が 30 m ² を超える場合は、マンセル値による彩度 10 以上の色及び無彩色で明度 2 未満の色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20% 以上は白色又は素材色とするよう努める。 ・蛍光塗料や反射塗料は、使用しないことが望ましい。	蛍光塗料や反射塗料等は使用しない。 マンセル値による彩度 4 以下とするよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20% 以上は白色又は素材色とするよう努める。	

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目		景観形成基準		
		都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
素材、材料	汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。			・「歴史性」や「和(和風)」の雰囲気を感じられるような素材、材料を使用することが望ましい。
照明広告	光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。 内照式のもの、極端に大規模なものとしないう努める。			点滅又は回転する付帯ランプは使用しない。 電飾ネオン広告類は、使用しない。
	点滅又は回転する付帯ランプは、使用しないよう努める。			
屋上利用広告	骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。 1の建築物について1件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。 塔型のものや極端に大規模なものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。 表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。 ・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。			足羽川に面した建築物には表示又は掲出をしない。 上記以外の場所においても、設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、都心部・中央1丁目ゾーンの基準に準じる。
壁面利用広告	全般	足羽川に面する側に設ける場合は、特に規模、デザインに配慮するよう努める。		
	壁面文字	事業所名、社章及びシンボルマークのみとする。		

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目		景観形成基準		
		都心部ゾーン	中央1丁目ゾーン	浜町通り界限ゾーン
壁面利用広告	壁面広告	壁面からはみ出したりしないようにする。		
		表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。 ・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。	表示面積(広告幕及び既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/10以下とするよう努める。	
	窓面広告	3階以上には、設置をしないよう努める。 窓面広告の表示面積(既存のものを含む。)の合計は、表示する窓の面積に対して1/3以下とするよう努める。		
	広告幕	・表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。		
突出広告	多数の事業所が1の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。			
	アーケード屋根より下部については、路面に突き出さないよう努める。		/	
	御本丸大手町線に面する建築物では、福井城址への眺望を確保するため路面への突き出しを禁止する。	駅前南通り(福井駅豊島上町線)の東側に位置する建築物においては、路面への突き出しを道路境界から0.6m以内とする。		
地上広告	建築物と同一敷地内の設置とし、多数の事業所が1の建築物内にある場合でも、まとめて2個以内の設置とする。 容易に移動させることが可能なもの又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1個の大きさは、高さ1.8m以下、幅0.9m以下とするよう努める。 空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。			
その他の広告物	貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。 ・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。			
	のぼり旗は、建築物と同一敷地内での設置に限る。 アーケードには、所有者及び道路管理者の同意を得ずには取り付けない。	のぼり旗は、設置しない。		

屋外広告物に関する項目別基準外による場合は、地元住民に支持された組織と協議の上、同組織が認めたものであれば、この限りでない。

5 - 2 - 2 福井都心地区特定景観計画区域（養浩館庭園周辺ゾーン）

1 届出の対象となる行為

福井都心地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に影響を与えられ考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更に係るすべての行為 ただし、次に掲げるものを除く (1) 屋外広告物の表示面積が1㎡以下のもの (2) 掲示板等に表示等するもの (3) 広告期間が30日以内で表示等するもの (4) 法令の規定により表示等するもの (5) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの (6) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの (7) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

配慮すべき基本的基準

1	周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン（形態、色彩、素材をいう）等に工夫をする。
2	建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。
3	表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
	養浩館庭園周辺ゾーン
表示等の制限	<p>養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する場所では、自家用広告物以外は表示又は掲出をしない。ただし、建築物と同一敷地内に設置される案内広告物については、この限りではない。</p> <p>養浩館庭園内からの眺望を保全するため、広告物の高さは低く抑え、養浩館庭園内から容易に望見できる位置にある建築物を利用する場合は、養浩館庭園内から見える位置には表示又は掲出をしない。</p>
位置、形態及び高さ、規模	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。</p> <p>周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。</p> <p>広告物の数や大きさは、できる限り最小限に留めるよう努める。</p> <p>・特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する広告は、歴史性を踏まえて和風の雰囲気を感じられる形態とすることが望ましい。</p>
色彩	<p>信号機や道路標識、公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。</p> <p>マンセル値による彩度 10 以上の色、養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する場所では、彩度 4 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りではない。</p> <p>上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 30% 以上は白色又は素材色とするよう努める。</p> <p>・蛍光塗料や反射塗料等は、使用しないことが望ましい。</p>
素材、材料	<p>汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。</p> <p>・特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する広告は、歴史性を踏まえて和風の雰囲気を感じられるような素材・材料を使用することが望ましい。</p>

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
	養浩館庭園周辺ゾーン
照明広告	<p>光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。</p> <p>内照式の広告物は、極端に大規模なものとしないう努める。</p> <p>点滅又は回転する付帯ランプは使用しないよう努める。</p> <p>特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する場所では、点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない。ただし、注意喚起を促す広告物については、この限りではない。</p>
屋上利用広告	<p>骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。</p> <p>1の建築物について1件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。</p> <p>塔型や極端に大規模な広告物は避け、周囲の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。</p> <p>表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。</p> <p>・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。</p>
壁面利用広告	<p>壁面の文字は、事業所名、社章及びシンボルマークのみとする。</p> <p>壁面からはみ出さないようにする。</p> <p>表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する建築物を利用する場合は、見付面積の1/10以下とするよう努める。</p> <p>3階以上の窓面には、表示しないよう努める。</p> <p>窓面広告の表示面積(既存のものを含む。)の合計は、表示する窓の面積に対して1/3以下とするよう努める。</p>
突出広告	<p>多数の事業所が一の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。</p> <p>特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する建築物を利用する場合は、できる限り小規模なものとするよう努める。</p>
地上広告	<p>自家用広告は、多数の事業所が一の建築物内にある場合でも、まとめて2個以内の設置とする。</p> <p>容易に移動させることが可能な広告物又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1個の大きさは、高さ1.8m以下、幅0.9m以下とするよう努める。</p> <p>空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。</p>
その他の広告物	<p>貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。</p> <p>・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。</p> <p>のぼり旗は設置しない。ただし、一ののぼり旗と他ののぼり旗との距離は、これらののぼり旗のうちいずれか高いほうの高さに相当する距離の2倍以上とし、周辺環境に配慮したデザイン(形態、色彩、素材をいう。)とした上で、適切な時期・時間のみ設置するものについては、この限りでない。</p>

容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)およびこれに類するもの。

5 - 2 - 3 福井都心地区特定景観計画区域（福井城址公園ゾーン）

1 届出の対象となる行為

福井都心地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に影響を与えられ考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	<p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更に係るすべての行為</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 屋外広告物の表示面積が1㎡以下のもの(2) 掲示板等に表示等するもの(3) 広告期間が30日以内で表示等するもの(4) 法令の規定により表示等するもの(5) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの(6) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの(7) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

配慮すべき基本的基準

1	周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
2	建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。
3	表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
	福井城址公園ゾーン
表示等の制限	<p>自家用広告物以外は表示又は掲出をしない。</p> <p>福井城址からの眺望を保全するため、広告物の高さは低く抑え、福井城址から見える位置には表示又は掲出しない。ただし、壁面文字、壁面広告、地上広告で必要最低限の規模で表示するものはこの限りでない。</p> <p>屋上利用広告は、設置しない。</p> <p>広告幕は、建築物の壁面以外に設置しない。</p>
位置、形態及び高さ、規模	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。</p> <p>周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。</p> <p>広告物の数や大きさは、できる限り最小限に留めるよう努める。</p> <p>・特に堀に面する広告物は、福井城址の歴史的環境に配慮した形態とすることが望ましい。</p>
色彩	<p>信号機や道路標識、公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。</p> <p>マンセル値による彩度 4 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りではない。</p> <p>上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 30% 以上は白色又は素材色とするよう努める。</p> <p>・蛍光塗料や反射塗料等は、使用しないことが望ましい。</p>

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準	
	福井城址公園ゾーン	
素材、材料	<p>汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。</p> <p>・時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いることが望ましい。</p>	
照明広告	<p>光源の選定(光色または色温度) 照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、福井城址の歴史的環境に悪影響を与えないよう努める。</p> <p>内照式の広告物は、極端に大規模なものとしないう努める。</p> <p>点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない。ただし、注意喚起を促す広告物については、この限りではない。</p>	
壁面利用広告	壁面文字	<p>壁面の文字は、事業所名、社章及びシンボルマークのみとする。</p>
	壁面広告	<p>壁面からはみ出さないようにする。</p> <p>表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の 1/10 以下とするよう努める。</p>
	窓面広告	<p>3階以上の窓面には、表示しないよう努める。</p> <p>窓面広告の表示面積(既存のものを含む。)の合計は、表示する窓の面積に対して 1/3 以下とするよう努める。</p>
	広告幕	<p>・広告幕の表示面積(既存のものを含む。)の合計は、建築物の見付面積の 1/10 以下とすることが望ましい。</p>
突出広告	<p>多数の事業所が一の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。</p> <p>特に堀に面する建築物を利用する場合は、できる限り小規模なものとするよう努める。</p>	
地上広告	<p>自家用広告物は、多数の事業所が一の建築物内にある場合でも、まとめて2個以内の設置とする。</p> <p>容易に移動させることが可能な広告物又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1個の大きさは、高さ1.8m以下、幅0.9m以下とするよう努める。</p> <p>空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。</p>	
その他の広告物	<p>貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。</p> <p>・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。</p> <p>のぼり旗は設置しない。ただし、一ののぼり旗と他ののぼり旗との距離は、これらののぼり旗のうちいずれか高いほうの高さに相当する距離の2倍以上とし、福井城址の歴史的環境に配慮したデザイン(形態、色彩、素材をいう。)とした上で、適切な時期・時間にのみ設置するものについては、この限りでない。</p>	

容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)およびこれに類するもの。

5 - 2 - 4 福井都心地区特定景観計画区域（福井城址周辺ゾーン）

1 届出の対象となる行為

福井都心地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に影響を与えられ考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	<p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更に係るすべての行為</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 屋外広告物の表示面積が1㎡以下のもの(2) 掲示板等に表示等するもの(3) 広告期間が30日以内で表示等するもの(4) 法令の規定により表示等するもの(5) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの(6) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの(7) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

配慮すべき基本的基準

1	周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
2	建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。
3	表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
	福井城址周辺ゾーン
表示等の制限	<p>堀に面する場所では、自家用広告物以外は表示又は掲出をしない。</p> <p>福井城址からの眺望を保全するため、広告物の高さは低く抑え、福井城址から容易に望見できる位置にある建築物を利用する場合は、福井城址から見える位置には表示又は掲出をしないよう努める。ただし、壁面文字、壁面広告、地上広告で必要最低限の規模で表示するものはこの限りでない。</p> <p>福井城址に向かう眺望を保全するため、城址への視線の妨げになる場所には表示又は掲出しないよう努める。ただし、必要最低限の規模で表示するものはこの限りでない。</p>
位置、規模、形態及び高さ	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。</p> <p>周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。</p> <p>広告物の数や大きさは、できる限り最小限に留めるよう努める。</p> <p>・特に歴史のみちや堀に面する広告物は、福井城址の雰囲気配慮した形態とすることが望ましい。</p>
色彩	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。</p> <p>マンセル値による彩度 10 以上の色、堀に面する場所では彩度 4 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りではない。</p> <p>上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20%（堀に面する場所では 30%）以上は白色又は素材色とするよう努める。</p> <p>さくら通り（一般県道吉野福井線）、お泉水通り（一般県道福井停車場米松線）に面する場所においては、上記によらず、都心部ゾーンの基準に準じる。</p> <p>・蛍光塗料や反射塗料等は使用しないことが望ましい。</p>

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目		景観形成基準	
		福井城址周辺ゾーン	
素材、材料		<p>汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。</p> <p>・特に歴史のみちや堀に面する広告物は、時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いることが望ましい。</p>	
照明広告		<p>光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。</p> <p>内照式のものは、極端に大規模なものとしないうよう努める。</p> <p>点滅又は回転する付帯ランプは、使用しないよう努める。</p> <p>特に堀に面する場所では、点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない。ただし、注意喚起を促すものについては、この限りではない。</p>	
屋上利用広告		<p>骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。</p> <p>1の建築物について1件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。</p> <p>特に福井城址から容易に望見できる位置にある建築物においては、福井城址の歴史的環境に悪影響を与えない規模や表示面積にするよう努める。</p> <p>塔型のものや極端に大規模なものは避け、周囲の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。</p> <p>表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。</p> <p>・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む)を表示した面積は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。</p>	
壁面利用広告	壁面文字	<p>壁面の文字は、事業所名、社章及びシンボルマークのみとする。</p>	
	壁面広告	<p>壁面からはみ出さないようにする。</p> <p>表示面積(既存のものを含む)は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。特に堀に面する建築物を利用する場合は、見付面積の1/10以下とするよう努める。</p> <p>・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む)を表示した面積(既存のものを含む)は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。</p>	
	窓面広告	<p>3階以上の窓面には、表示しないよう努める。</p> <p>窓面広告の表示面積(既存のものを含む)の合計は、表示する窓の面積に対して1/3以下とするよう努める。</p>	
	広告幕	<p>・広告幕の表示面積(既存のものを含む)の合計は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。</p>	
突出広告		<p>多数の事業所が一の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。</p> <p>特に堀に面する建築物を利用する場合は、できる限り小規模なものとするよう努める。</p> <p>アーケード屋根より下部については、路面に突き出さないよう努める。</p> <p>歴史のみち及び県庁線に面する建築物では、福井城址への眺望を確保するため路面への突き出しを禁止する。</p>	

項 目	景観形成基準
	福井城址周辺ゾーン
地上広告	<p>建築物と同一敷地内の設置とし、多数の事業所が1の建築物内にある場合でも、まとめて2個以内の設置とする。</p> <p>容易に移動させることが可能な広告物又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1個の大きさは、高さ1.8m以下、幅0.9m以下とするよう努める。</p> <p>空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。</p>
その他の広告物	<p>貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。</p> <p>・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。</p> <p>のぼり旗は、建築物と同一敷地内での設置に限る。特に堀に面する敷地では、のぼり旗は設置しない。ただし、一ののぼり旗と他ののぼり旗の距離は、これらののぼり旗のうちいずれか高いほうの高さに相当する距離の2倍以上とし、周辺環境に配慮したデザイン（形態、色彩、素材をいう。）とした上で、適切な時期・時間にのみ設置するものについては、この限りでない。</p> <p>アーケードには、所有者及び道路管理者の同意を得ずには取り付けない。</p>

容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）およびこれに類するもの。

5 - 3 一乗谷地区特定景観計画区域

1 届出の対象となる行為

一乗谷地区特定景観計画区域における良好な景観の形成に大きな影響を与えると考えられる次の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	<p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更に係る全ての行為</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く</p> <p>(1) 屋外広告物の表示面積が1㎡以下のもの</p> <p>(2) 掲示板等に表示等するもの</p> <p>(3) 広告期間が30日以内で表示等するもの</p> <p>(4) 法令の規定により表示等するもの</p> <p>(5) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの</p> <p>(6) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの</p> <p>(7) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの</p>

2 行為の制限（景観形成基準）

届出の対象となる屋外広告物に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

配慮すべき基本的基準

- 1 美しい自然景観と一乗谷固有の歴史文化的景観との調和について十分に検討し、規模やデザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。

項目別基準

（「 」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準）

項目	景観形成基準
表示等の制限	自家用広告物以外は、表示又は掲出をしない。ただし、建築物と同一敷地内に設置される案内広告物については、この限りではない。
位置、規模、形態及び高さ	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。 ・広告物の数や大きさは、可能な限り最小限に留める。 ・「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられる形態とすることが望ましい。
色彩	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。</p> <p>蛍光塗料や反射塗料等は使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンセル値による彩度 4 を超える色は使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 ・上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20%以上は白色又は素材色とするよう努める。
素材、材料	<p>汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられるような素材、材料を使用することが望ましい。
照明広告	<p>点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない。ただし、注意喚起を促すものについてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。
屋上利用広告	屋上利用広告は、設置しない。
壁面利用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面からはみ出さないよう努める。 ・表示面積は、建築物の見付面積の 1/5 以下とするよう努める。
突出広告	1 壁面に 1 列にまとめて設置するか、建築物と調和したデザインとする。路面への突き出しは、禁止する。

(「 」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項 目	景観形成基準
地上広告	建築物と同一敷地内の設置とし、一の敷地に対して2個以内の設置とする。 ・容易に移動させることが可能なもの又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1個の大きさは、高さ1.8m以下、幅0.9m以下とするよう努める。 ・空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。
その他の 広告物	のぼり旗は、設置しない。

第 6 章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

(法第 8 条第 2 項第 4 号関係)

1 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 基本的事項

公共施設は地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であるため景観に与える影響が大きいです。その整備に当たっては良好な景観を先導する役割を有している、道路、公園、河川、漁港等の公共施設について、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけます。同時に景観審議会等の意見を聴きながら、良好な景観誘導を具体的に実施していくこととします。

(2) 指定の基本理念

『福井らしい景観』を構成する資源とそれらが調和した美しい景観形成を進めながら、県都福井市としてのシンボル性を高めていくため、特に重点的な景観の整備や保全、演出を行うことが重要となる公共施設を指定します。

【福井らしい景観とは】

福井市は、緑豊かな山々と広大な田園、これらの景域をつないで流れる河川や水辺、越前海岸など、美しい自然景観に包まれています。そして、これらを舞台として、福井の「街」の礎となった数多くの歴史が繰り広げられ、美しい自然と共存しながら人々が暮らし、地域独自の文化を育んできました。このように、四季を通じて様々な表情を見せる美しい自然の上に、人々の生活や歴史・文化、近代的な都市空間などが幾重にも重なり合って、福井らしいと呼べる景観が形成されています。(福井市景観基本計画 p104 より抜粋)

市民が誇りをもって住み続けられる心地よいまちをつくるため、また、何度も訪れたいくなる魅力ある美しいまちをつくるためには、市民・団体、事業者、行政が一緒になって、「福井らしい」景観を守り、創り、育んでいく必要があります。(福井市景観基本計画 p19 より抜粋)

(3) 指定の方針

- 1) 福井市全域において福井市景観基本計画の中で景観形成重点地区として位置づけている範囲を面的景観形成とし、それら以外の道路、公園、河川、漁港等の福井市の景観を特徴づける線、点的景観形成における主要な公共施設を景観重要公共施設として指定します。
- 2) 福井市景観基本計画の中で景観形成重点地区として位置づけている「福井都心地区」、「一乗谷地区」、「越前水仙群生地区」内の面・線・点的景観形成における主要な公共施設を景観重要公共施設として指定します。

(4) 景観重要公共施設並びに整備方針及び整備基準

指定の方針に基づき、福井市において特に重要と位置づけられる景観重要公共施設を次のように定めます。

- ・ 整備に関する基本的な方針（表1）
- ・ 福井市全域における景観重要公共施設（図1、表2）
- ・ 福井市都心地区における景観重要公共施設（図2、表3）
- ・ 一乗谷地区における景観重要公共施設（図3、表4）
- ・ 越前水仙群生地区における景観重要公共施設（図4、表5）

表1 整備に関する基本的な方針

道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かで潤いある道路景観の形成、山当ての通りなど、通りとしての眺望を創出・保全する上で、地域の状況に応じた電線類の地中化、街路樹や植栽帯の適正な整備・維持・管理を図ります。 ・ 歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道のバリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図ります。 ・ ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和を図ります。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や来訪者の憩いの場として、四季の変化を演出するものや枝張りの大きなもの、高木など、シンボルとなる樹木を積極的に植樹します。 ・ 植栽、植樹においては、利用者の安全性に配慮して、犯罪発生の危険性が高まる死角が生じないよう適切な配置計画を行います。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害予防などの安全性を確保しつつ、できる限り施設整備の際には石材などの自然素材又はこれを模したものなどを用い、自然環境に近い河川景観の形成を図ります。 ・ 河川敷などを利用して河川への親水性を高めるとともに、散策路や広場空間など、市民や来訪者の憩いの場としての積極的な活用を図ります。 ・ 堤防敷などを利用した並木道については、水害予防などの安全性との調和に配慮しながら、市民や来訪者の身近な散策路として適切に保全・管理していきます。
港湾 漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾、漁港の安全性と機能性を確保しつつ、できる限り施設整備の際には石材などの自然素材又はこれを模したものなどを用い、自然環境に近い海岸景観の形成を図ります。 ・ 漁業用施設等は、形態、色彩、素材を工夫し、背景となる山並みを含めた自然景観との調和を図ります。

表2 福井市全域における景観重要公共施設

表中の a, b, c ... 施設に対応した方針及び基準

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線の景観形成	水辺景観軸	<p>a 福井平野を潤し市民に恵みを与えてきた九頭竜川の、山並みと調和した雄大で自然豊かな河川景観を保全します。また、自然環境に配慮し必要最小限の整備に努めます。</p> <p>b まちの暮らしに潤いを与え、田園景観を形成してきた日野川の河川景観を保全します。</p> <p>c 福井市のほぼ中央を東西に流れ、山地景観、田園・集落景観、市街地景観という異なる景観を形成する足羽川の特徴的で美しい河川景観を保全します。</p>	<p>a b c 河川区域内に設置する施設は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然環境との調和に努める。</p> <p>a b c 施設や工作物は必要最小限の設置に努める。</p> <p>a 豊かな自然と触れ合える水辺環境を活かした空間整備に努める。</p> <p>c 市街地など人が触れ合う機会の多い水辺空間においては、親水空間の整備など都市アメニティの向上に努める。</p> <p>a b c 川からの景観に配慮し、橋の修景に努める。</p> <p>a b c 防護柵は自然景観と調和する素材の使用や河川景観に配慮した形態となるよう努める。</p>
	<p>a 九頭竜川</p> <p>b 日野川</p> <p>c 足羽川</p>		
線の景観形成	南北風格景観軸	<p>a b c 福井の発展を支え続ける都市の骨格軸にふさわしい風格ある道路景観を形成します。</p> <p>a b 路面電車が走る福井市固有の景観を演出します。</p>	<p>a b c 周辺景観の先導となるよう舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b c 街路樹を植栽する場合は、歩道幅員や空間規模に見合ったものとし、根上がり防止など適正な植栽環境の確保に努める。</p> <p>a b c 樹形を損なわない範囲での剪定など、景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a b c 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザインとなるよう努める。</p>
	<p>a 主要地方道福井丸岡線</p> <p>b 主要地方道福井朝日武生線</p> <p>c 一般県道福井鯖江線</p>		

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線の景観形成	<p>観光ルート</p> <p>主要な幹線道路</p> <p>a 国道 8 号</p> <p>b 国道 158 号</p> <p>c 国道 305 号</p> <p>d 国道 364 号</p> <p>e 国道 416 号</p> <p>f 主要地方道福井加賀線</p> <p>g 主要地方道鯖江美山線</p> <p>h 主要地方道福井朝日武生線</p> <p>i 主要地方道福井金津線</p> <p>j 一般県道福井港線</p>	<p>a ~ j 沿道の美しい田園や里地・里山・里海などの自然風景を、来街者や観光客に楽しんでもらえるよう観光地へのアクセスルートや幹線道路沿いでは車窓からの自然景観に配慮します。</p>	<p>a ~ j 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a ~ j 街路樹を植栽する場合は、歩道幅員や空間規模に見合ったものとし、根上がり防止など適正な植栽環境の確保に努める。</p> <p>a ~ j 樹形を損なわない範囲での剪定など、景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a ~ j 防護柵は沿道の自然景観と調和する色彩、素材の使用に努める。特に、車窓等から良好な景観が望める場所においては、透過性が高いものを用いるよう努める。</p> <p>a ~ j 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザインとなるよう努める。</p>
	点的景観形成	<p>越前海岸周辺</p> <p>a 鷹巣港</p> <p>b 鷹巣漁港</p> <p>c 長橋菅生漁港</p> <p>d 鮎川漁港</p> <p>e 白浜漁港</p> <p>f 大丹生漁港</p> <p>g 大味漁港</p> <p>h 茱崎漁港</p> <p>i 居倉漁港</p> <p>j 三里浜緩衝緑地</p> <p>k 三里浜ハマナス公園</p>	<p>a ~ i 海岸景観や背後の山並みの自然、密集する特徴的な集落景観との調和を図ります。</p> <p>j 越前海岸周辺景観として、緑豊かな景観を形成します。</p> <p>k 三里浜特有の砂丘植生や多種多様な生態系の保存（国定公園とのエコロジカル・ネットワーク形成）とともに、人々が憩う豊かな自然景観を保全します。</p>

表3 福井都心地区における景観重要公共施設

表中の a, b, c ... 施設に対応した方針及び基準

景観形成目標		福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生		
<p>福井らしい景観を象徴する優れた景観資源を良好に保全・活用するとともに、都市空間の中に埋没することのないよう公共空間やまちなみの中に積極的に取り込みながら、市民が誇りをもち、福井らしさを実感することができる、風格のあるシンボリックな景観を創生します。</p>				
景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準	
指定する公共施設				
面的景観形成	足羽山周辺		<p>a まちなかに四季を演出する景観的シンボルとして環境を保全するとともに、回遊性の創出や視点場の整備により、市民に親しまれる緑豊かな景観を形成します。</p> <p>b 地域の誇りである歴史的資源を活かした景観を形成します。</p> <p>c d 足羽山への眺望や周辺景観に配慮した道路景観を形成します。</p>	<p>a 緑の連続した稜線を保全するため、適切な樹木の維持管理に努める。</p> <p>a 公園施設は自然環境に配慮した整備に努める。</p> <p>a b 公園施設は歴史特性に配慮した整備に努める。</p> <p>a 桜、あじさい、紅葉など、四季の変化を映し出す樹木の適正な管理と保全に努める。</p> <p>a 市街地や遠景の山並みを眺望する視点場の保全と、視点場からの眺望に配慮した樹木の管理に努める。</p> <p>a 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p> <p>c d 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>c d 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>
	a 足羽山公園（都市公園区域）			
	b 左内公園			
	c 北國街道、歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（主要地方道福井四ヶ浦線、一般県道山奥九十九橋線（公園通り）、桜橋線、福井川西線、市道中央 3-161、295、458 号線）			
d 市道中央 3-171、220 号線				

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
面的景観形成	<p>駅前周辺</p> <p>a 北の庄城址公園</p> <p>b 柴田公園</p> <p>c 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（主要地方道福井加賀線（城の橋通り）、市道中央 1-332、337、341 号線）</p> <p>d 市道中央 1-330、331、333、625 号線</p> <p>e 一般県道福井停車場米松線（福井駅北通線）、福井駅豊島上町線（駅前南通り）</p>	<p>a b 北の庄城址の歴史的資源を活かした景観を形成します。</p> <p>c d e 賑わいと格調があり、回遊性のある歩行者空間を形成します。</p>	<p>a b 公園施設は周辺景観に配慮するとともに、自然素材を用いるなど地域の歴史特性を活かしたデザインとなるよう努める。</p> <p>c d e 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>c d e 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>
	<p>浜町周辺</p> <p>a 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（桜橋線、市道中央 1-308、310、311、316 号線）</p>	<p>a 浜町界限特有のまちなみや足羽川に隣接する特性を活かして、グリフィス記念館を拠点に市民や訪れる人が歩いてみたくなるおもてなしの景観を形成します。</p>	<p>a 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a 既に整備されたデザインを継承させ適正に管理する。</p> <p>a 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
面的景観形成	<p>養浩館庭園周辺</p> <p>a 御泉水公園</p> <p>b 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（市道中央 1-386、392、394、399、405 号線）</p> <p>c 市道中央 1-406 号線</p>	<p>a b c 保存管理計画を踏まえ、養浩館庭園及び郷土歴史博物館の歴史的雰囲気と水と緑が一体となった文化の薫り高いまちなみを形成します。</p>	<p>a 養浩館庭園の歴史的雰囲気を踏まえて整備された公園として、適切な管理と保全に努める。</p> <p>a 整備された歴史的雰囲気に配慮し、不要な公園施設は設けないように努める。</p> <p>a b c 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b c 既に整備されたデザインを継承・向上させ適正に管理する。</p> <p>b c 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>
	<p>福井城址周辺</p> <p>a 中央公園</p> <p>b 福井城址公園、御本丸緑地</p> <p>c 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（一般県道御本丸大手町線、県庁線、市道中央 1-361、363、368、369 号線）</p> <p>d 市道中央 1-359、372、375 号線</p>	<p>a 福井城下町の中心であった福井城址（本丸跡）の歴史的環境と一体となった景観を形成します。</p> <p>b 都市空間における歴史の核である福井城址を活かした風格ある歴史景観を形成します。</p> <p>c d 福井城址への眺望や周辺景観に配慮した道路景観を形成します。</p>	<p>a 歴史を体感できる空間づくりやお堀・石垣などの周辺景観に配慮した整備と保全に努める。</p> <p>b 公園施設は福井城址の歴史的景観に配慮し、自然素材・材料を用いるか、これを模した仕上げをするなどの配慮に努める。</p> <p>a b 歴史景観に配慮した植栽の整備と維持管理に努める。</p> <p>c d 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>c d 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
面的景観形成	片町周辺	<p>a b c 商業、業務、娯楽機能が集積し、多くの観光客や来街者が訪れるエリアとして、賑わいを感じられる景観を形成します。</p> <p>d 賑わいの中の広場として、花や緑による潤いのある公園空間を形成します。</p>	<p>a b c 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b c 歩行者の安全性や防犯性に配慮し、舗装や街路灯の適切な整備と維持管理に努める。</p> <p>d 緑陰のできる高木や四季が感じられる樹種の植樹と適切な維持管理に努める。</p>
	<p>a 桜橋線</p> <p>b 市道中央 1-291 号線</p> <p>c 北國街道、歴史のみち（市道中央 1-269 号線）</p> <p>d 錦公園</p>		
線的景観形成	足羽川沿い	<p>a b 都市空間に潤いを与える重要な景観要素として、市民に親しまれ、憩いや交流の場（オープンカフェ利用など）となる花と緑に包まれた水辺景観を形成します。</p> <p>c ~ h 足羽川に架かる橋の修景により、まちの骨格となる良好な水辺景観軸を形成します。</p> <p>i 市民に親しまれる公園として、様々なレクリエーションに活用できるような周辺環境を活かした空間を形成します。</p>	<p>a b 河川区域内に設置する施設は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然環境との調和に努める。</p> <p>a b 安全性に支障が無い範囲で、多くの人々に親しまれる桜の保全に努める。</p> <p>a 河川敷などを利用し親水性を高めるとともに、散策路や広場空間の整備に努める。</p> <p>c ~ h 足羽川に架かる橋は、水辺景観や周辺の市街地環境との調和に配慮し修景を図る。</p> <p>c ~ h 魅力ある夜間景観の創出のため、統一感のある光により、欄干や橋脚のライトアップに努める。</p> <p>i まちなかにおける広場としての利用を考慮し、水辺に近い環境を活かした公園整備に努める。</p>
	<p>a 足羽川</p> <p>b 荒川</p> <p>c 木田橋（豊島木田線）</p> <p>d 泉橋（市道中央 3-272 号線）</p> <p>e 幸橋（主要地方道福井朝日武生線）</p> <p>f 桜橋（桜橋線）</p> <p>g 九十九橋（主要地方道福井四ヶ浦線）</p> <p>h 花月橋（花月新町線）</p> <p>i 東公園</p>		

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線の景観形成	桜の回廊 a 桜の回廊内の県道、市道（主要地方道福井加賀線（芦原街道）、一般県道殿下福井線（さくら通り）、一般県道吉野福井線（さくら通り）、城勝線、本町明里線（木町通り）、市道東部 2-42 号線） b 足羽川 c 荒川 d 東公園	a ~ d 「さくら名所 1 0 0 選」として全国にも知られる足羽川の桜堤をはじめ、さくら通りや木町通りなどの桜並木をつなぐことにより、回遊性のある桜の回廊を形成します。	a ~ d 桜の回廊を形成するため、桜の適正な管理・保全を行い、植栽する場合は、桜の植樹に努める。 a ~ d 回遊性を高めるため、十分な歩道空間や散策路の整備に努める。 a ~ d 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。
	楽しみながら歩ける回遊の道 a 北國街道、歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（主要地方道福井丸岡線（フェニックス通り）、主要地方道福井朝日武生線（フェニックス通り）、主要地方道福井加賀線（城の橋通り）、主要地方道福井四ヶ浦線、一般県道山奥九十九橋線（公園通り）、一般県道御本丸大手町線、桜橋線、福井川西線、県庁線、市道中央 1-269、280、285、308、310、311、316、332、337、341、359、	a ~ g 福井らしさを象徴する多様な景観資源が集積する特性を活かし、誰もががゆっくりと楽しみながら歩ける道路景観を形成します。	a ~ g 快適な歩行空間を創出するため、歩道の高質化に努める。 a ~ g 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。

	<p>361、363、368、 369、380、381、 386、392、394、 399、405、3-161、 295、458 号線) b 市道中央 1-330 号線 c 一般県道福井停車場 米松線 (福井駅北通 線)、福井駅豊島上 町線 (駅前南通り) d 市道中央 1-331、 333、625 号線 e 市道中央 1-406 号線 f 市道中央 1-359、 369、372、375 号線 g 市道中央 3-171、220 号線</p>		
--	---	--	--

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線の景観形成	<p>南北シンボル景観軸</p> <p>a 主要地方道福井丸岡線（フェニックス通り）</p> <p>b 主要地方道福井朝日武生線（フェニックス通り）</p>	<p>a b 戦災復興により高幅員で整備されたフェニックス通りは、その名のとおり福井の発展を支え続けた通りであり、風格のある道路景観を形成します。</p>	<p>a b 周辺景観の先導となるよう舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b 歩道舗装の高質化を推進するとともに、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a b 緑豊かな樹種を植樹し、風格ある沿道景観の形成と景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a b 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p> <p>a b 交差点部分は視点場として一体感のある景観となるよう努める。</p> <p>a b 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>
	<p>東西シンボル景観軸</p> <p>a 主要地方道福井停車場線、主要地方道福井加賀線（中央大通り）</p> <p>b 一般県道福井停車場勝見線（東大通り）</p> <p>c 本町明里線（木町通り）</p> <p>d 主要地方道福井加賀線（城の橋通り）</p>	<p>a b c J R 福井駅を起点として東西に伸びるメインストリートとして、潤いに包まれた風格ある道路景観を形成します。</p> <p>d 福井 I C から都心地区へのアクセス路となる城の橋通りは、自動車利用者が福井を最初にイメージする通りとして、良好な沿道景観を形成します。</p>	<p>a ~ d 周辺景観の先導となるよう舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a ~ d 歩道舗装の高質化を推進するとともに、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a ~ d 緑豊かな樹種を植樹し、風格ある沿道景観の形成と景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a ~ d 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p> <p>a ~ d 交差点部分は視点場として一体感のある景観となるよう努める。</p> <p>a ~ d 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線的景観形成	歴史環境軸	<p>a 駅と城址がつながる重要な動線として、歴史を感じさせ緑がつながる賑わいと潤いの空間を形成します。</p> <p>b 歴史資源を結ぶ回遊ルートとしての演出を行うことで“一歩先へ”行ってみたくなる道路景観を形成します。</p> <p>c 福井城下の時代に人や物、文化が通る主要な街道として、歴史が感じられる道路景観を形成します。</p>	<p>a b c 歴史資源との調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインし、城址へ誘う魅力ある道路景観の形成に努める。</p> <p>b 回遊ルートとして一体感のあるデザインとなるよう努める。</p> <p>c 北國街道としての歴史性や、連続性に配慮した素材やデザインとなるよう努める。</p> <p>a 様々な催事に活用できる広場空間としての機能を意識した整備に努める。</p> <p>a 城址の雰囲気と調和した樹種を植樹し、駅から城址へと緑がつながる空間の形成と景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a b 歩道舗装の高質化を推進するとともに、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a 道路附属物や占用物は共架するとともに、城址への眺望を意識した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p>
	<p>a 県庁線</p> <p>b 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（主要地方道福井朝日武生線（フェニックス通り）、主要地方道福井加賀線（城の橋通り）、主要地方道福井四ヶ浦線、一般県道山奥九十九橋線（公園通り）、一般県道御本丸大手町線、桜橋線、福井川西線、松岡菅谷線（松本通り）、市道中央 1-269、271、276、280、285、308、310、311、316、332、337、341、359、361、363、368、369、380、381、386、392、394、399、405、3-161、295、458 号線）</p> <p>c 北國街道（主要地方道福井朝日武生線（フェニックス通り）、主要地方道福井四ヶ浦線、一般県道山奥九十九橋線（公園通り）、松岡菅谷線（松本通り）、市道中央 1-269、271、276、440、3-295 号線）</p>		

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線的景観形成	その他の 主要な道路	a～f 福井都心地区内の主要な移動経路として、周辺のまちなみに配慮した道路景観を形成します。	<p>a～f 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a～f 特に歩道部においては、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a～f 街路樹は歩道幅員や空間規模に見合ったものとし、根上がり防止など適正な植栽環境の確保に努める。</p> <p>a～f 樹形を損なわない範囲での剪定など、景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a～f 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p>
	a 一般県道福井停車場 米松線（お泉水通り）		
	b 豊島木田線、東口都心環状線、日之出志比口線（木田橋通り）		
	c 松岡菅谷線（松本通り）		
	d 主要地方道福井加賀線（芦原街道）		
	e 主要地方道福井朝日武生線		
	f 一般県道東郷福井線		

表4 一乗谷地区における景観重要公共施設

表中の a, b, c ... 施設に対応した方針及び基準

景観形成目標		悠久の自然と歴史、生活文化の未来への継承				
<p>美しい自然や風景の上に、400年以上が経過した現在も城下町としての栄華を伺わせる朝倉氏の遺跡や、人々の生活や営みなどが融和している“本物が感じられる”景観を、次代へと継承していきます。</p>						
景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準			
指定する公共施設						
面的景観形成	天神橋～下城戸エリア		<p>a～e単に良好な自然の風景を保全するだけでなく、訪れる人をもてなすための新たな緑の創出、歴史的な雰囲気感を漂わせる仕掛けづくり、結節ポイントにおける景観的演出などを図り、悠久の自然と歴史を実感できる郷へのプロローグにふさわしい景観を形成します。</p>	<p>a～e特別史跡エリアに配慮した整備に努める。</p>		
	a	主要地方道鯖江美山線				
	b	主要地方道篠尾勝山線				
	c	一乗谷川				
	d	足羽川				
	e	天神橋（主要地方道篠尾勝山線）				
	特別史跡エリア				<p>a b c 特別史跡内の整備については文化財保護法及び遺跡の管理計画を遵守するとともに、豊かな自然環境など周辺環境との調和を図ります。</p> <p>a b c 戦国時代の栄華を今に伝える重要な歴史資源である庭園跡や復原町並、その舞台となった一乗城山などの山並みや一乗谷川の水辺及びその流域の景観を保全します。</p> <p>a b c 地区としてのイメージを損ねる要因や行為を規制、排除、又は適正な誘導を図ることにより、戦国ロマンを想起させる歴史遺構と自然が調和した景観を形成します。</p>	<p>a b c 文化財保護法及び遺跡の管理計画を遵守するとともに、一乗谷地区における景観の核である史跡の歴史と周辺の自然環境に調和した整備に努める。</p>
	a	主要地方道鯖江美山線				
	b	一乗谷川				
	c	朝倉大橋（市道南部2-648号線）				

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
面的景観形成	<p>上城戸～小次郎の里 エリア</p> <p>a 主要地方道鯖江美山線 b 一般県道一乗谷朝倉氏遺跡東大味線 c 市道南部 2-445 号線 d 市道南部 2-454 号線 e 一乗谷川</p>	<p>a～e 朝倉城下の暮らしを支えた一乗谷川と流域の田園景観、それらの背景となる山並みが構成する谷筋に根付いた集落景観や歴史・文化を保全します。</p> <p>a～e 特別史跡エリアなどとの結節ポイントや、朝倉城下への入口であった大手道における景観的演出などを図り、豊かな自然と人々の生活が融和した景観を形成します。</p>	<p>a～e 特別史跡エリアに配慮した整備に努める。</p>
	<p>小次郎の里～一乗滝 エリア</p> <p>a 市道南部 2-454 号線 b 一乗谷川</p>	<p>a b 一乗谷川の源流で、歴史的な伝説も残る荘厳な一乗滝へのアプローチとして、都市的な要素の排除や地域本来の原生植生の再生を図り、緑の聖域を形成します。</p>	<p>a b 特別史跡エリアに配慮した整備に努める。</p>
線的景観形成	<p>水辺景観軸</p> <p>a 一乗谷川 b 足羽川 c 朝倉大橋（市道南部 2-648 号線） d 天神橋（主要地方道 篠尾勝山線）</p>	<p>a ホタルが棲息する一乗谷川の自然豊かな水辺環境を保全・再生します。</p> <p>b 自然豊かな足羽川の水辺環境を保全します。</p> <p>c 歴史的遺構を活かしたデザインとすることで周辺景観との調和を図ります。</p> <p>d 一乗谷への玄関口として歴史的な雰囲気演出します。</p>	<p>a b 河川区域内に設置する施設は必要最小限の設置とし、設置する場合には形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然環境との調和に努める。</p> <p>a 護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものをを用いるなど、自然環境に近い河川景観の形成に努める。</p> <p>c d 形態、色彩、素材を工夫し、地域の歴史や周辺景観との調和を図るとともに、生物など自然環境への影響に配慮する。</p> <p>a b 防護柵は周辺景観と調和する色彩、素材や眺望に配慮した透過性が高いものを用いるよう努める。</p> <p>c d 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線的 景観 形成	骨格となる 道路景観軸	a～e 山並みや田園風景などの自然景観に配慮するとともに、歴史的な景観との調和を図ります。	<p>a～e 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a～e 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザインとなるよう努める。</p> <p>a～e 防護柵は周辺景観と調和する色彩、素材や眺望に配慮した透過性が高いものを用いるよう努める。</p> <p>a～e 一乗谷の景観が楽しめる視点場や休憩施設の整備に努める。</p> <p>a～e 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p>
	a 主要地方道鯖江美山線		
	b 主要地方道篠尾勝山線		
	c 一般県道一乗谷朝倉氏遺跡東大味線		
	d 市道南部 2-445 号線		
e 市道南部 2-454 号線			

表5 越前水仙群生地における景観重要公共施設

表中の a, b, c ... 施設に対応した方針及び基準

景観形成目標		人と自然に育まれた文化的景観の保全		
<p>日本三大水仙群生地の一つである越前水仙群生地の美しい景観と、長年にわたりこれを育み続けてきた人々の生活や生業が密接に結びついている文化的景観を未来に継承するとともに、福井県を代表する観光・レクリエーション拠点にふさわしい、自然や文化の薫り高い空間を形成します。</p>				
景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準	
指定する公共施設				
線的景観形成	骨格となる 道路景観軸	<p>a 国定公園内の整備においては自然公園法を遵守し、自然環境との調和を図ります。</p> <p>a 越前海岸とその海岸線まで迫る山並みや、一面に広がる越前水仙が織りなす地域固有の美しい海岸景観との調和を図ります。</p>	<p>a 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p> <p>a 道路附属物や占用物は越前海岸や山並みへの眺望を阻害しないよう必要最小限の設置に留めるとともに、色彩や透過性を工夫し周辺景観との調和に努める。</p> <p>a 法面は自然環境に配慮した形態、色彩、素材とし、周辺景観に合わせて緑化に努める。</p>	
	a 国道 305 号			
点的景観形成	越前海岸周辺	<p>a 国定公園内の整備においては自然公園法を遵守し、自然環境との調和を図ります。</p> <p>a 越前海岸や背後の山並みの自然、密集する特徴的な集落景観との調和を図ります。</p>	<p>a 漁港施設は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然景観との調和に努める。</p>	
	a 居倉漁港			

2 占用許可の基準

(1) 占用に関する基本的な方針

景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、アーケード、電力機器、上下水道管、その他の占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合する位置及びデザインとします。歩行者系標識（サイン）などについては、「福井市公共サインマニュアル」に基づいて設置するほか、地域の景観特性に応じて占用物を含めた総合デザインとします。

(2) 許可基準を個別に定める占用物

占用物	公共施設	許可基準
無電柱化に伴って設置された地上機器	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和を考慮し、色彩はグレーベージュ（10YR6/1 程度）または、ダークブラウン（10YR2/1 程度）を基本とする。 ただし、地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインのものはこの限りではない。
公共サイン	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市公共サインマニュアルに基づいて設置する。 ・史跡周辺や観光地区においては、地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
電柱	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り道路敷地外に設置するよう努める。
	浜町周辺、養浩館庭園周辺、一乗谷地区（特別史跡エリア）内の景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩はダークブラウン（10YR2/1 程度）とし、周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
バス停留所 （停車位置を表す標識及び待合所等）	浜町周辺、養浩館庭園周辺、一乗谷地区（特別史跡エリア）内の景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
電車停留所	南北シンボル景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ・形態意匠はシンプルなデザインとする。 ・上屋及び安全柵等の色彩は、グレーベージュ（10YR6/1 程度）とし、上屋の横桁部にはアクセントカラーを施すこととする。

3 整備に関する事項及び占用許可の基準についての協議について

景観重要公共施設の整備（工事や外観の変更等）や占用物件の設置（新規占用や外観の変更等）の際には、良好な景観形成を図るため、「景観重要公共施設の整備に関する事項」「占用許可の基準」に基づいて計画・設計・施工することが必要です。このため、計画・設計段階から本市と事前協議を行うことを基本とします。なお、協議の手続き等については、別途定めることとします。

また、新たな公共施設の整備においても、指定された公共施設に準ずる場合は協議の対象とします。

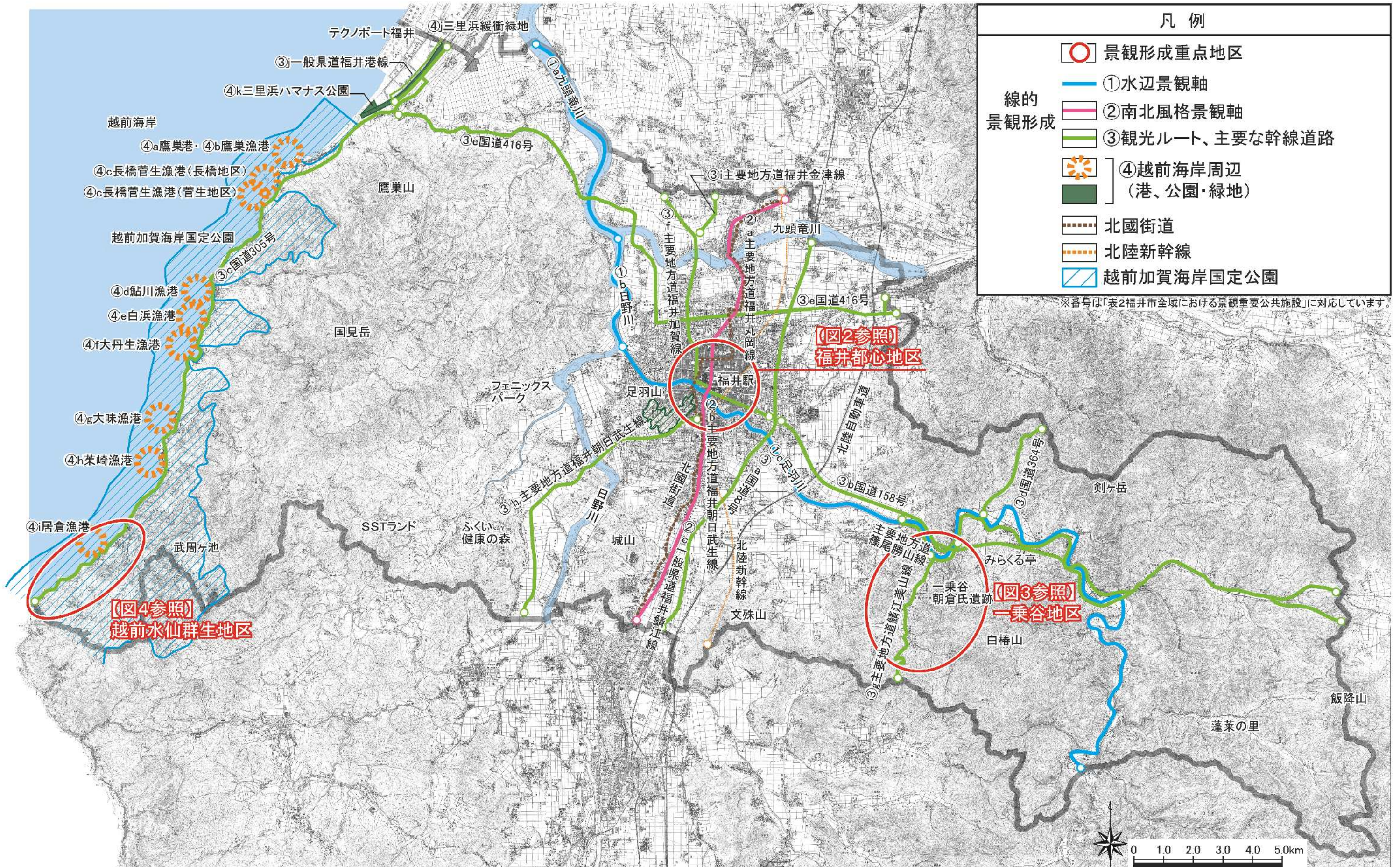
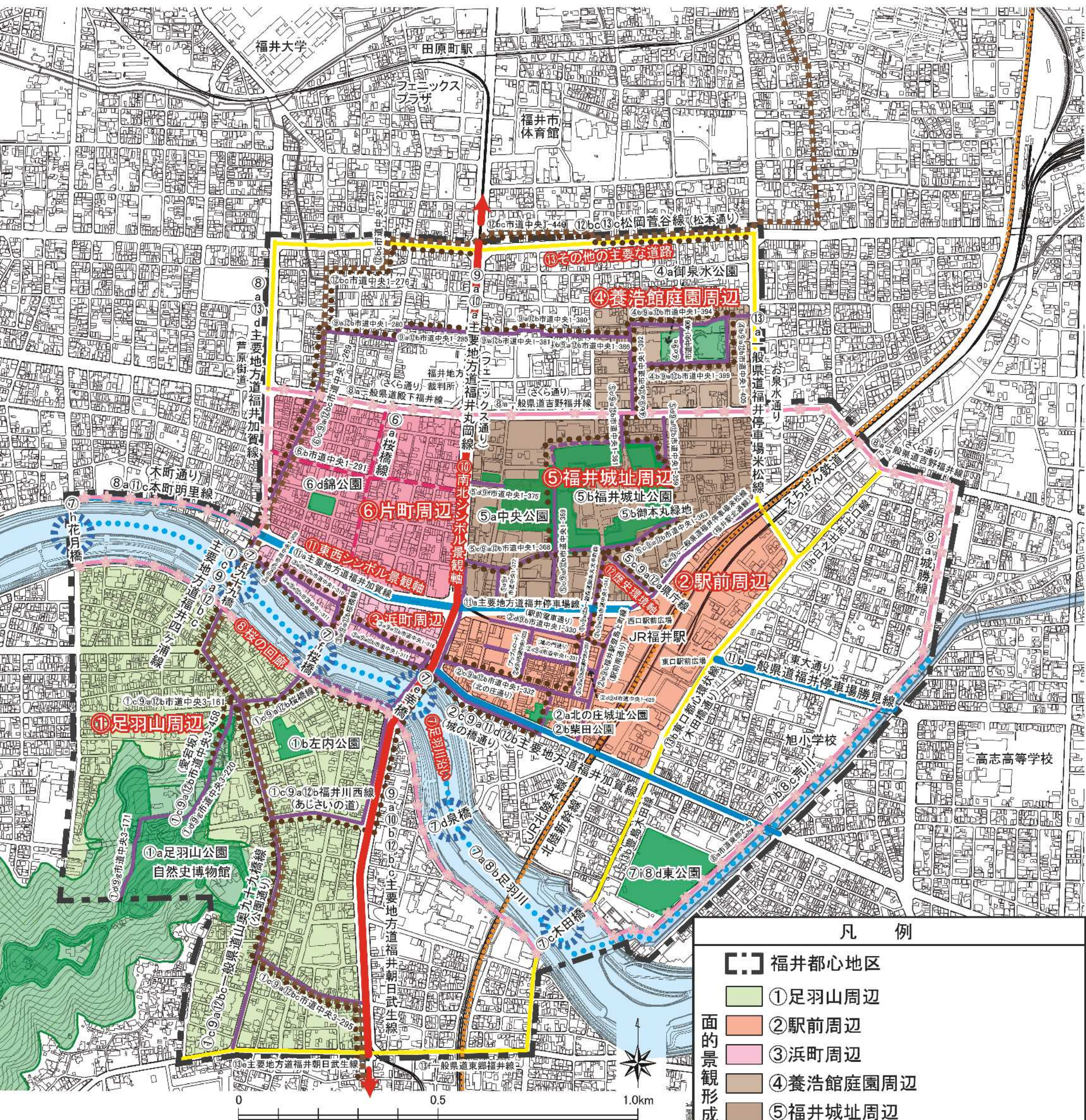


図1 福井市全域における景観重要公共施設図



凡 例

 	福井都心地区
 	①足羽山周辺
 	②駅前周辺
 	③浜町周辺
 	④養浩館庭園周辺
 	⑤福井城址周辺
 	⑥片町周辺
 	⑦足羽川沿い(河川・橋)
 	⑧桜の回廊(道路・河川)
 	⑨楽しみながら歩ける回遊の道(道路)
 	⑩南北シンボル景観軸(道路)
 	⑪東西シンボル景観軸(道路)
 	⑫歴史環境軸(道路)
 	⑬その他の主要な道路
 	北國街道
 	北陸新幹線
 	都市公園(供用区域)
 	足羽山公園(都市計画決定区域)

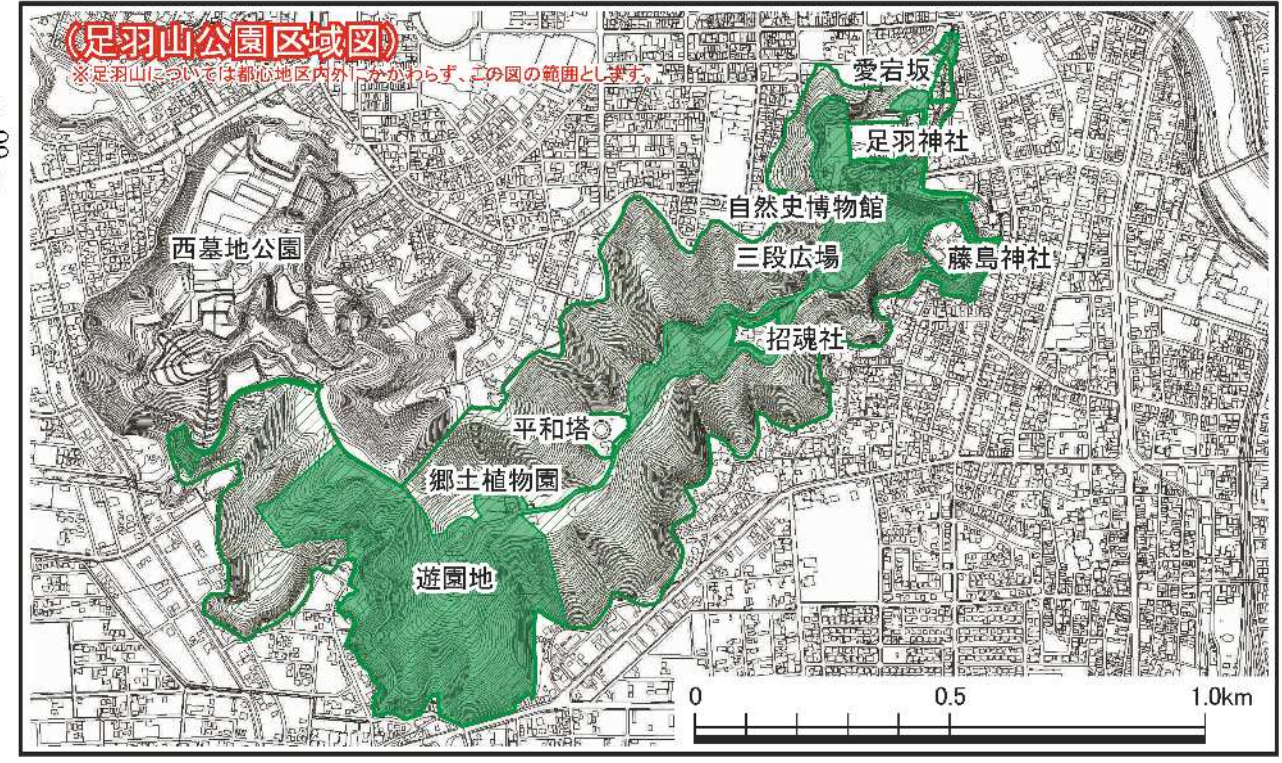


図2 福井都心地区における景観重要公共施設図

※番号は「表3福井都心地区における景観重要公共施設」に対応しています。

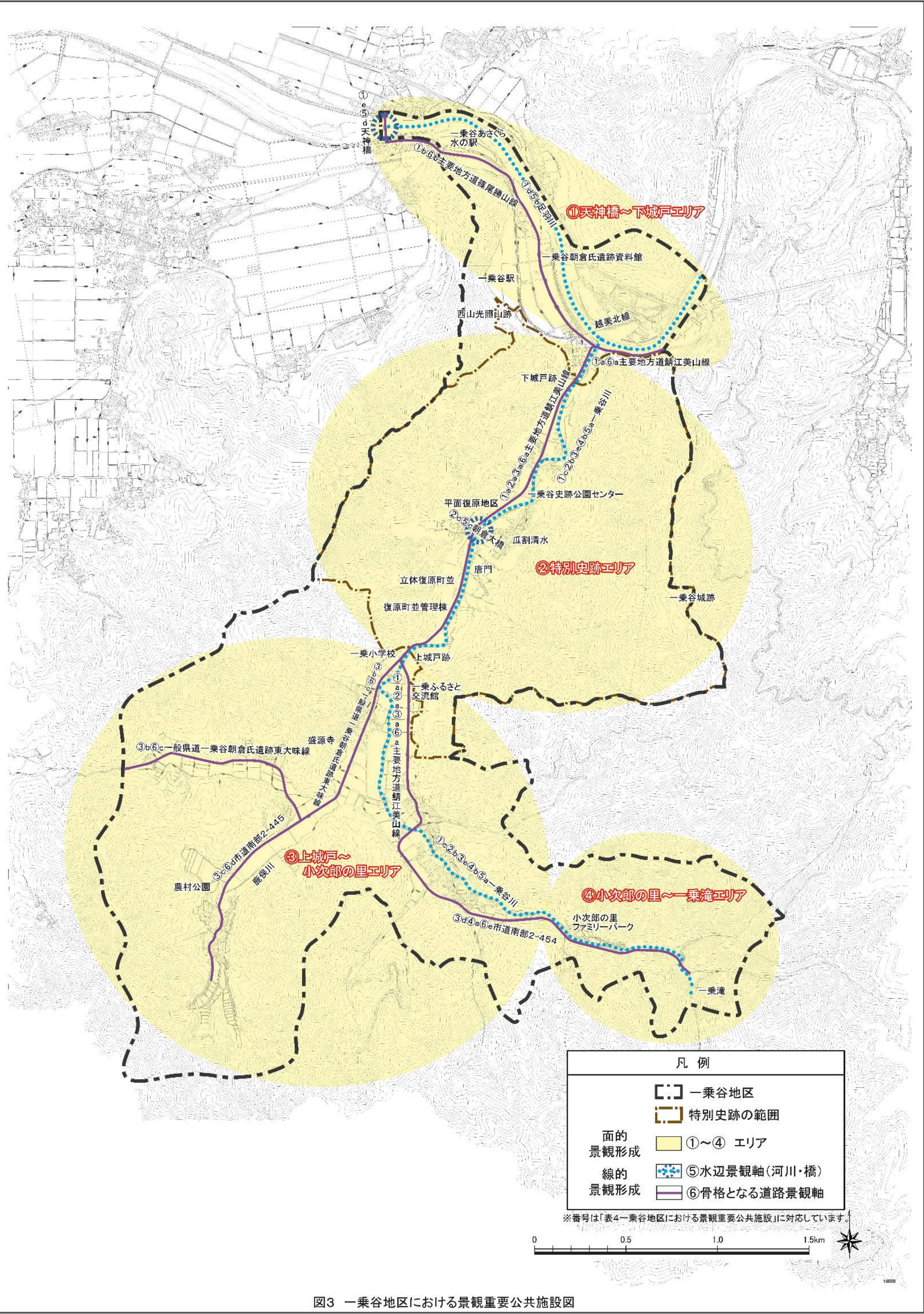


図3 一乗谷地区における景観重要公共施設図



越前海岸

②a居倉漁港

①a国道305号

足見滝

越前水仙の里公園

越野ふるさと資料館

赤崎海浜公園

ガラガラ山
総合公園

ガラガラ山

江津浦自然公園

城有自然公園

自然休養村

ハツ保

城有

凡例

越前水仙群生地区

線的景観形成

①骨格となる道路景観軸

点的景観形成

②漁港

※番号は「表5越前水仙群生地区における景観重要公共施設」に対応しています。

図4 越前水仙群生地区における景観重要公共施設図



第7章 実現に向けて

1 協働による景観形成の推進

(1) 市民とともに景観を守り・創り・育てる

良好な景観を形成するため、景観形成の基本理念や目標を、市民、事業者、行政が互いに共有し、それぞれの果たすべき役割を明確にしながら、協働によって継続的な取り組みを行っていきます。

(2) 総合的な景観行政の推進

本計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を適正に運用するとともに、地域の景観形成活動への支援や助成などを行うほか、総合的に景観行政を推進していきます。

2 その他景観法等に基づく制度

福井市では、必要に応じて、景観法等に基づく以下の制度を活用し、良好な景観の形成を図っていきます。

(1) 景観地区（法第 61 条関係）

都市計画区域又は準都市計画区域 内の、既に一定の美観が存在する地区や今後良好な景観を形成していこうとする地区について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区です。建築物の形態意匠などに対する認定制度によって適切な規制をすることができます。

(2) 準景観地区（法第 74 条関係）

都市計画区域及び準都市計画区域 外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために指定するものです。景観地区に準じた規制をすることができます。

(3) 景観整備機構（法第 92 条関係）

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOをその申請により指定するものです。良好な景観形成を担う主体として、住民を支援していくことができます。

(4) 景観協議会（法第 15 条関係）

景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて様々な立場の関係者を加えて、良好な景観の形成を図るための協議をすることができます。利害の異なる課題について協議・調整を図る共通の場とすることができます。

(5) 景観協定（法第 81 条関係）

景観計画区域内の一団の土地において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者などの全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度です。住民自ら自主的な規制を行なうことができます。

(6) その他の関連法制度

良好な景観を保全又は形成するための手法として、都市計画法や建築基準法、都市緑地法、自然公園法、農地法、森林法、文化財保護法など、さまざまな法に基づく制度が整備されています。

本計画の適正な運用と合わせ、地域の景観特性や実状を勘案しながらこれらの制度を積極的に活用し、美しい福井市づくりを総合的・一体的に推進していきます。

福井市に準都市計画区域はありません。